

用した小水力発電につきましては、その水量等からばかりまして、年間八・九億キロワットアワーの発電ボテンシャルが見込まれております。

山村につきましては、仮に未利用間伐材の年間発生量二千万立米を全て木質バイオマス発電に活用した場合には、年間七十億キロワットアワーの発電量が見込まれます。これは、五千キロワットアワーの発電所に換算をすれば、全国に二百カ所設置ができる、そういう計算になるわけでありま

す。

また、漁村に限った再生可能エネルギー発電のボテンシャルについての指標はございません。ただ、漁港やその周辺の洋上は風速や風向が比較的安定をしておりますことから、今後、風力発電の取り組みが進むことが期待をされております。えて申し上げますと、洋上風力発電全般について言えば、一・二兆キロワットアワーから四・三兆

キロワットアワーのボテンシャルがあるものと推計をされているところではございます。

本法案を活用することによりまして、こうした農山漁村に存在するボテンシャルを最大限に引き出しながら、農山漁村の活性化につなげてまいりたいと思います。

○山本拓委員 今の中里政務官の報告の中身をお聞きいたしておりますと、日本のエネルギー基本計画は農林大臣が立てたら終わっちゃうんじやないかなと思うところでござります。

御案内のとおり、今、政府の方では、年内をめどに新しいエネルギー基本計画を立てるべく、検討を進めているところでもございます。エネルギー政策基本法に基づいて、政府の役割としては、基本計画を立てなければならない。過去、この法律ができてから計画を三回ほど立てた。だから、今度は四回目だろうと思うんですが、その中で、前政権では、いろいろ国民的議論をやって、結論が出なかつた。

まとめ方はいろいろありますが、法律に沿つたやり方をいいますと、まとめるのは経産大臣なんですね。最後は閣議決定ですから、党の了解を

得るということで我々が絡むんですが、そういう中で、基本計画を策定する上で、法律上は、関係行政機関の長の意見を聞かなければならぬといふことを明記いたしております。

昔は、東京電力とかの一般電気事業者がいましてから、今度は電力改革もやりますから、衆議院で成立して、もう閣議決定もしていますよね、この延長での話ですから、当然のことながら、今まで限られた十電力の設備の中で計画をベースに構築してきましたが、今度は自由化になるわけでですから、それを前提とします。

しかも、あの三・一を経験しましたから、原子力の比率は、これはこれで規制委員会が判断をしますけれども、やはり自民党的な政策、また国民的世論でも、再生可能エネルギーがどれだけ進むかということを期待しているんだろうと思います。

今回、それを踏まえて苦心惨憺やつてゐるわけですが、そんな中で、経産大臣がまとめる中で、経産大臣としては農林大臣の意見を聞かなければならない。今までは、想像するに、しゃんしゃんしゃんということで終わりましたが、先般、担当に確認しましたら、今度はかなり気合いを入れて、ああいう法律をつくる役所ですから、しかも、将来を大変期待されている林大臣でありますから、やはりあなたの答え方はあなたの評価につながつくると一般的に言われております。

そんな中で、林大臣にお願いしたいのは、普通ハウスとかで使うのなら、それはそれなりになんだけれども、これはあくまでもF.I.T.に乗せるということが前提となつていますから、そういう意味では、これは一体化しているんですね。だから、そういうことを考えれば、国の行政機関の中でも、今回の農村、山村、漁村のこれだけのボテンシャルがある中で、あとはいかに効率的に生産体制をとることだと思います。

バイオマスでも、いろいろなバイオマスがありますが、間伐材を集めのでも、やはりいかに合

理的に箇所を決めてやるかということで決まりますよね。今、二百カ所と言われました

が、計画の中で二百カ所を一番効率的なところに決めて、そうすると確実にできますよ、コストも安く。

それはやはり、冒頭の大臣の、なぜこの法律案をつくるかという中で、計画的にやらなければ、逆に今のままだと無計画にどんどんいつちやうのでだめだということで、計画的にやらせるんだということです。

エネルギー基本計画に直結しなくとも、ある程度役割を担うという意味では、数値目標じゃなくて、経産大臣としては農林大臣の意見を聞かなければなりません。今すぐ出せとは言いませんが、今後この法律案が成立した後、これを実現していくために、ある程度、国全体の再生可能エネルギーの普及に向けた、また、そこで燃やすものとかは、今まで捨てていたものが回り回つて金になるわけですから、これは目的に合つていますから、コストの面を考えると、やはり合理的な計画というのが絶対必要になるわけですね、発電とか。

今まで農水省にはなかつた答弁ですが、農水省として、新たな基本計画にどのような考え方を反映させるのか。お手元の役人がつくつたペーパー以外にプラス、目標を立てるんだ、検討するんだという大臣の意思表示があればありがたい。ぜひとも強い政治的な判断を御披露いただきたいと思います。

○林国務大臣 心して答弁させていただきたいと思います。

今委員がおつしやつたように、経済産業省の総合資源エネルギー調査会で、新たなエネルギー基本計画の策定に向けた議論が進められているといふことでござります。

先ほど申し上げましたように、また山本委員から、そういうことを考えれば、國の行政機関の中でも、今はお話をございましたが、国土の大宗を農山漁村が占めておりまして、ここに土地、水、バイオマス等の資源が豊富にある。ですから、やはりそれを再生可能エネルギー発電に活用して農山漁村の活性化につなげるということがエネルギーの供給源の多様化にも資する、こういうふうに考えております。

特に、小水力発電、それから木質バイオマス発電、これは農山村に特有の資源を活用した発電でござりますし、それから、木質バイオマス発電について付言すれば、継続的に森にお金が落ちるという特性もあるわけございまして、こういう再生可能エネルギー発電の意義がやはり新たなエネルギー基本計画にも反映されるということが望ましいと思っております。

先ほど委員からお触れいただいたように、エネルギー政策基本法の十二条で、「経済産業大臣は、関係行政機関の長の意見を聞くとともに」ことになりますので、しっかりと農山漁村の活性化が図られるように、新たなエネルギー基本計画の策定作業に協力ををしていきたいと考えておるところです。

○山本拓委員 第十二条に、行政機関の長の意見を聞くとのとあわせて、冒頭、大臣からお話をありましたが、今現在、経産省の総合エネルギー調査会で、法律上は、総合エネルギー調査会と行政機関の長と同列、同じレベルで聴取するというふうになつていて、決して向こうでまとめているという話ではございません。実態的には昔はそうだったですが、今後は対等に聞くという話ですので、そのぐらい重いといふことです。これ以上は申し上げませんが、期待をいたします。

そこで、一点点ちょっと、きょうは国交省に来ていただいています。

この法律では農地転用の話が出ていますけれども、ことしの、「二十五年三月三十一日に農林水産省の農村振興局長名で、最近技術が進みまして、普通の田んぼのあぜとあぜに支柱を立てて高架にして、その田んぼの上に太陽パネルを設置して、そして下は、田んぼは田んぼで通常の農作業をする、作物をつくる、共存できるという方針を、これは当時、出していただいたところであります。今、農地転用を田んぼ 자체はする必要がないの

で、支柱を立てる、その面積だけ手当すればいいということです。一方では、国交省が二年前に「太陽光発電設備等に係る建築基準法の取扱いについて」という通達を各自治体に出しております。

詳しい話はよしとれども、要は、農水省がこういう、あぜとあぜに支柱を立てたり、簡易なものなら農地転用上許されるよということで通達を出して、それは随分進んでいるんですよ。そうすると、場所によつては、最近、気候変動とか風が強いものですから、しつかりした支柱を立て、がつちりしたものを立てる事例が挙がってきています。自治体の土木事務所においては、この建物は、農水省がいいと言つても、建築確認が必要ではないかという解釈で指摘されて、ちょっとぎくしゃくしている事例が出てきております。

○橋本政府参考人　お答え申し上げます。
任者の方に出ていただいて、しつかりと議事録に残るように、農水省の通達というのか、これでいいよというものについては建築基準法の規定の例外になるというようなこと、またそういうことはつきりと御答弁いただけたらありがたいと思います。

○橋本政府参考人　お答え申し上げます。
御指摘の、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備につきましては、まず、太陽光パネル部が屋根の機能を有しておりませんし、また、太陽光パネルの下は屋内の用途として利用されるものではないと考えられますので、建築基準法の建築物には該当しないと考えております。
さらに、建築物以外でも、土地に自立する、高さ四メートルを超える太陽光発電設備につきましては、従来は、建築基準法の適用を受ける準用工作物として建築確認が必要でございましたけれども、平成二十三年三月に政令を改正いたしまして、電気事業法により安全性を確保されるものにつきましては、建築基準法が適用される工作物から除外しております。したがいまして、御指摘のような太陽光発電設備につきましては、建築確

認は不要でございます。

ただ、今後、仮に取り扱いに疑義が生じた場合

には、農林水産省とも連携し、協議・調整をした上で、必要な周知を図つてまいる所存でございます。

○山本(拓)委員　これを進めていこうとすると、

現場で通達が行き渡らなかつたりと思ひますので、委員長、ぜひとも全国にしつかりと徹底的に

通達が行くようにお願いをいたします。

○坂本委員長　はい。

○山本(拓)委員　それと、あと十分、質問せなあ

かんことがいっぱいありますので、質問だけ続け

ますので、後でまとめて答弁してください。

まず一つ、本法案は、民主党政権時代の法案と

具体的にどのように違うのかという点。

そしてもう一つ、再生可能エネルギー発電の導

入により、優良農地の転用が進み、その確保に支

障が生じることがないようになりますので、農地法に基づく農地転用規制と相まって、

どのように措置することとしているのですかとい

う点。

そしてもう一つ、この法案では、農業上の再生

利用が困難な荒廃農地に再生エネルギー発電施設

を誘導するため、具体的にどのような仕組みとなつてているのかという点。

それともう一つ、再生可能エネルギー発電事業

の中止、撤退のときに、事業者に原状回復を行わ

なつてているのかという点。

それともう一つ、再生可能エネルギー発電事業

の名称から、農林漁業の健全な発展と調和のと

れた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案と変更をしたわけあります。

また、農山漁村における再生可能エネルギー発

電の促進につきましては、地域の活力の向上と持

続的発展を旨とすべきことや、地域の農林漁業の

健全な発展に必要な農林地等が確保される必要があることを基本理念として明確に規定いたしました。この基本理念のもとに、これが現場まで徹底

されるように、市町村の基本計画、また発電整

備者等によってつくられる設備整備計画等につい

て、規定の追加を行うこととしたわけでありま

ていく必要があると思ひますが、その点も確認をさせていただきます。

以下の答弁を、あと十分以内で順次お願ひいたします。

以上、私の質問は終わらせていただきま

す。

○小里大臣政務官　まず、廃案となつた法案と新

たな法案との違いでございます。

私自身もこの間まで自民党の農林部会で議論を

してまいりました。その際、我々は、やはりこの

新たな発電が地域にしつかり生かされるというこ

と、地域の活性化につながるということ、そして

農地が農地としてしつかり確保されていかねばな

らない、そのことを念頭に置いて議論をしたわけ

でございます。

そういった観点からいつたときには、廃案となつ

た法案につきましては、優良農地の確保に懸念が

生じるんじゃないかということ、また、果たして

発電の利益が地域にどのくらい還元されるんだろ

うかといったこと等において懸念があらわされま

した。

自民党において議論を重ねまして、また、その

議論を踏まえて、改めて法案全体にわたり検討を

行つたわけであります。

その結果、まず、法案名につきまして、農山漁

村における再生可能エネルギー電気の発電の促進

に関する法律案、これが旧法案でありますが、こ

の名称から、農林漁業の健全な発展と調和のと

れた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案と変更をしたわけあります。

また、農山漁村における再生可能エネルギー発

電の促進につきましては、地域の活力の向上と持

続的発展を旨とすべきことや、地域の農林漁業の

健全な発展に必要な農林地等が確保される必要があることを基本理念として明確に規定いたしました。この基本理念のもとに、これが現場まで徹底

されるように、市町村の基本計画、また発電整

備者等によってつくられる設備整備計画等につい

て、規定の追加を行うこととしたわけでありま

す。

○山下政府参考人　お答え申し上げます。

本法案は、農業上の再生利用が困難な荒廃農地等に再生可能エネルギー発電設備の整備を誘導するなど、適正な土地利用調整を行うことにより、優良農地を確保しながら地域において再生可能エネルギー発電を促進することで農山漁村の活性化を図る、こうことでございます。

具体的には、市町村が基本計画で定める発電設

備整備区域は、農業上の再生利用が見込まれない

荒廃農地を優先的に活用するなどによりまして、優良農地の確保に支障がないよう設定すること、

それから、設備整備計画の市町村による認定に際

しましては、農地法に基づく農地転用許可基準に

反した転用が行われないようにするため、農地転

用の許可権者である農林水産大臣それから都道府

県知事の同意を得なければならないこと、こう

いった仕組みを設けていたところでございます。

また、認定を受けた設備整備計画に従わず再生

可能エネルギー発電設備が整備された場合は、農

地転用許可があつたものとはみなされないため、

反した転用が行われないようにするため、農地転

用の許可権者である農林水産大臣それから都道府

県知事の同意を得なければならないこと、こう

いった仕組みを設けていたところでございます。

また、認定を受けた設備整備計画に従わず再生

可能エネルギー発電設備が整備された場合は、農

地転用許可があつたものとはみなされないため、

反した転用が行われないようにするため、農地転

用の許可権者である農林水産大臣それから都道府

県知事の同意を得なければならないこと、こう

いった仕組みが現場で有効かつ適切に機能す

ることを基本理念として明確に規定いたしました。この基本理念のもとに、これが現場まで徹底

されるように、市町村の基本計画、また発電整

備者等によってつくられる設備整備計画等につい

て、規定の追加を行うこととしたわけでありま

す。

○山本(拓)委員　これと並んで、事業途

中で撤退する場合の取り扱いでございます。

また、委員から御指摘ございました、事業途

中で撤退する場合の取り扱いでござりますけれども、本法案に基づく再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする際に、発電設備の撤去時に

おける原状回復、それから費用負担等に関する事

項を市町村の協議会の協議事項とするとともに、

設備整備事業者が作成する設備整備計画の記載事

項とすることを検討していくところでございます。

す。

また、あわせて、設備整備事業者が設備整備計画の認定を申請する際、原状回復に関する事項が記載された地権者との間の契約書の写しを添付させることを検討しているところでございます。

このような対応を含めまして、農林地等に再生可能エネルギー発電設備を整備した後、途中で事業を中止、撤退する際に問題が生じないよう、国的基本方針等で具体的な指針を規定するとともに、市町村に対し必要な助言や情報の提供を行つてまいりたいと考えております。

それから、農林漁業の健全な発展に資する取り組みについてござりますけれども、具体的なものとしては、例えば、発電事業者が太陽光発電設備の周辺の農地の簡易な整備を行うとか、風力発電設備の近隣において地元の農林水産物やその加工品等を販売する直売所を整備、運営する取り組み、こういったことを想定しているところでございます。

本法案で、こうした取り組みの適確な実施を担保するために、市町村による指導及び助言を規定するとともに、認定設備整備計画に従つて農林漁業関連施設の整備が行われていない場合は認定の取り消しが可能ということです。それから、発電の電気を園芸ハウスなどに利用するという御指摘でござりますけれども、園芸ハウス施設などに再生可能エネルギーによる電気を自家利用することは、省エネエネルギー事業活動で行うCO₂排出の削減に資するものであり、意義のある取り組みであると考えております。

他方、現時点においては、通常、自家利用に係るコストは電気事業者から電気を購入するよりも高いことから、普及の段階にはまだ至っていないという状況にございます。

今後は、自家利用に係る再生エネルギーの価格が既存の系統電力の価格に近づくことも想定されるということでございますので、そういった取り組みが行われる可能性も期待されると思います。

施設園芸において、再生可能エネルギー等の地

域エネルギーを利用する大規模な施設園芸拠点の整備を推進するため、農林水産省として、二十六年度の概算要求において要求しているところでございます。

それから、最後に委員御指摘の、経産省とかはかの役所との連携の話でございますが、農山漁村において再生可能エネルギー発電を促進するに当たりまして固定価格買い取り制度など政府全体の再生可能エネルギー政策との整合性ですとか、自然環境の保全との調和のとれた形で行われることが重要であると考えております。

このため、本法案による農山漁村における再生可能エネルギー発電の導入促進に当たっては、特に工能エネルギー政策を所管する経済産業省、それから自然環境の保全との密接な連携が重要であり、具体的には、国の基本方針の策定に係る協力、農山漁村に存在する資源を活用した再生可能エネルギー発電に活用できる施策の紹介を行うとともに、地方政務局等に経済産業局や環境事務所の協力を得て国との相談窓口を設置することにより、農山漁村における再生可能エネルギー発電の導入促進に努めてまいりました。

本法案を機に、関係省との連携をより密にすることにより、農山漁村における再生可能エネルギー発電設備の適切な導入促進に努めてまいりましたので、終わらせていただきます。

○山本(折)委員 びつたり三十一分になりましたので、終わらせていただきました。

○坂本委員長 次に、樋口尚也君。

○樋口委員 公明党の樋口尚也でございます。

農林水産委員会では初めての質問の機会をいたしました。ありがとうございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

私は、再生可能エネルギー電気の発電の促進により、農山漁村の活性化を図るとともに、エネルギーの供給源の多様化に資するという本法案について、総論として賛成の立場でございます。

ただ、再生可能エネルギー発電の普及促進策、

中でも現行の再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度にはさまざまな問題が生じているというふうに認識をしております。

したがつて、法律の施行に際して、発電事業を行なう農林漁業者等は、再生可能エネルギーに関するさまざまな問題を正確に認識することが大事であります。その上で、さまざまな困難を乗り越える知恵を結集して、再生エネルギーを促進していくかなければなりません。

そこで、まず申し上げたいことは、再生可能エネルギー発電の導入に際しては、今問題がさまざまクローズアップされております。

まずは、発電設備自体の採算性という大前提の問題。

加えまして、電力会社の既存電力系統への接続の問題。すなわち、最近、再生可能エネルギー発電の増加により、電力会社の電力系統の容量に余裕がなくなつてきている少なくなつてきていたり、そこで、電力系統への接続が困難、あるいは接続のための設備改修工事費用が高額化していく、事業化を断念するケースがあるという点。次に、コストの問題。太陽光発電の設置コストは、太陽光パネルの価格を中心にして低下の傾向にある一方、風力発電は、風況のよい、経済性にすぐれた地点から順次開発をされておりますので、コストが上昇しきみという点。

さらに、再生可能エネルギー発電の増加により、経済性にすぐれた土地が減少している、そういうような指摘が見受けられるところであります。

こうしたことから、発電事業に期待した農林漁業者さんたちが再生可能エネルギー電気の固定買い取り制度を利用して計画どおりに収益が本当に得られるのか、これが本法案により再生可能エネルギー発電を導入するに当たつての私の懸念であります。

続きまして、この事業で、固定価格買い取り制度があるから、これさえ利用すれば全てがバラ色で、容易に収益が得られるということではないこと、つまりリスクフリーではないということを事

があるのであれば、私拭をしていかなければなりません。同時に、国民生活に思いも寄らぬ影響が出ることも避けていかなければなりません。

本日は、こうした視点から質問をさせていただきます。

まず初めに、本法案により、農地整理を行つて、その後に固定価格買い取り制度の手続をします。そのときに、経済性の観点等で、再生可能エネルギー発電事業とマッチングができるか、いう可能性があるのでないかというふうに思います。

そこで、農水省さんとして、一定の条件を前提とした事業収支の標準モデルを明示することが大事かと思いますけれども、御見解をお伺いいたします。

そこで、農水省さんと zwar して、一定の条件を前提とした事業収支の標準モデルを明示することができます。

○山下政府参考人 お答え申し上げます。

農林漁業者やその組織する団体が再生可能エネルギー発電事業に取り組むに当たり、発電事業の費用や収益についてしっかりと見通しを持つて取り組むことは、事業の円滑な導入及び安定的な運営の観点から重要であると認識しております。

実際に、どれだけの費用がかかり、収益が上がるかについては、送電線への接続などさまざまな要因に左右されるため、確たることを申し上げることは難しいですけれども、一定の仮定を置いて、標準的な収支をお示しすることは可能であると考えています。

本法案の施行に向けまして、本法案に基づき農林漁業者等が取り組む際の再生可能エネルギー発電事業に係る標準的な収支について試算をお示しできるよう、今後検討してまいりたいと思つています。

○樋口委員 前向きな答弁、ありがとうございます。

続きまして、この事業で、固定価格買い取り制度があるから、これさえ利用すれば全てがバラ色で、容易に収益が得られるということではないこと、つまりリスクフリーではないということを事

前にしっかりと周知、説明するべきだというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○山下政府参考人 お答え申し上げます。

農山漁村において再生可能エネルギー発電事業に取り組むに当たっては、地域資源の活用の可能性や送電網への接続のコストなど、固定価格買い取り制度を利用して発電事業に取り組む際に一般に考えられるリスクがございます。このほか、農林漁業の生産活動への影響、発電事業に対する農林漁業者を初めとする地元の関係者の理解、それから自然環境の保全や景観との調和への配慮など、農山漁村特有のリスクがあると考えているところでございます。

このため、国的基本方針等において、これらのリスクについて十分留意すべき旨を規定するとともに、これらのリスクに適切に配慮した基本計画が作成されるよう、市町村に対しまして必要な情報提供ですとか助言等により援助を行う、そういったことによりまして、農山漁村における再生可能エネルギー発電の円滑な導入と安定的な事業運営を図つてまいりたいと考えております。

○樋口委員

ありがとうございます。

続きまして、実際に発電事業を行うには、農林漁業者が単独で行うことは難しい問題であります。専門のスタッフや知識を擁したさまざまなもの、実際はパートナーや出資者、こういうアドバイザーたちが事業の運営や収益面において主導権を握るという事態に陥るのではないか、端的に申しますと、いいとこ取りをされてしまうという危険がないのかというふうに危惧をしておりま

す。

発電事業の標準的な事業スキームや、事業者と

アドバイザー、またはファイナンス会社、それぞれの役割分担のあり方などの留意点を事前に周

知、説明することが重要だと考えますが、いかがでしょうか。

○山下政府参考人 お答え申し上げます。

農山漁村において再生可能エネルギー発電事業に取り組むに当たりまして、再生可能エネルギー発電の実務家や金融機関からさまざまなアドバイスを受けることは、事業の円滑かつ安定した運用を行つたために重要であると思つております。

このため、本法案に基づく國の基本方針におきまして、農林漁業者等が発電事業に取り組む場合は、農林漁業者等がこれらの専門家からアドバイスを受けることが望ましいこと、それから、市町村が設置します協議会に参画する学識経験者として、必要に応じ、これらの専門家の参画を求めることが望ましいこと、そういうことを示す方向で検討しているところでございます。

また、平成二十六年度予算の概算要求におきまして、農林漁業者等が参画する再生可能エネルギー発電の事業構想から運転開始に至るまでに必要となるさまざまな手続を取り組み等を支援する予算を盛り込んでいます。

これらの措置によりまして、農林漁業者等による再生可能エネルギー発電事業の促進を図つてしまつたいたいと考えております。

○樋口委員 続いて、市町村の支援体制についてお伺いをいたします。

少々厳しい言い方になりますけれども、本法案によりまして農林漁業者を支援する農水省さんそして市町村等は、農林水産業の専門家の皆様でいらっしゃいますが、本来的にはエネルギーの専門家ではないわけであります。農林漁業の方々が安

心して再生可能エネルギー発電を行うために、農水省そして市町村等はどのような支援体制を検討しているのか、お答えください。

○江藤副大臣 お答えさせていただきます。

そもそも、この法律の題名が、地域と調和のと

れた再生エネルギー電力の発電の促進にかかるる法律ですから、この基本理念、ここは絶対に揺るがしてはいけない。そして、基本理念の中に、地域の活力向上及び持続的発展を図ることを目指す

安心ができるということは大変大事だと思いま

す。

言われたとおり、発電は主に経産の方がやつておりますけれども、連携は避けますけ

で、前の先生のところの質疑でもその点については多分に述べられましたので、重複は避けますけれども、我々のところでも、関連する予算を合わせますと、総額で大体三十億ぐらいあります。窓口の相談であるとか、いろいろなことをやります。

手続、取り組み、調査、設計、それから推進、利用拡大、これに焦点を当てているわけでありま

すが、経産だけじゃなくて、環境省の方も新規の事業で総額で大体六十億ぐらい計上されておりま

すので、経産、農水、環境と協力をして、地域が安心できる再エネを目指していくかといふうに考えております。

○樋口委員 副大臣、ありがとうございます。

連携をして、ぜひよろしくお願ひします。

ここからは、再生可能エネルギー発電の普及に伴う国民負担への影響についてお伺いをしたいと

思います。

二〇一三年度の買取価格によれば、全国の標準家庭における負担は、一ヶ月約百二十円程度

の増加というふうに試算をされました。全国の標準家庭における一ヶ月の電気料金は約七千円から八千円でございますので、電気料金が約一・五%

値上がりしたに等しい負担増ということになりま

す。今後、再生可能エネルギーの導入が一段と進みますと、電気料金を通じた国民の皆様の負担がさらに増大するおそれがあります。

再生可能エネルギーの導入が進んでいくヨー

ロッパ各國では、固定価格買い取り制度に伴う國民負担の増大が問題視され、買い取り価格の引き

下げや将来の買取中止が相次いでいるという報道も見かけます。ドイツでは、平均的な家庭の負担額が月額一千円を超えるという報道も見ら

れているところでございます。

エネルギー政策上、再生可能エネルギーの導入を進めれば進めるほど、この固定価格買取り制度上の国民の負担は重いものとなる。つまり、再生可能エネルギーの導入と国民の負担増のバランスをとることが問題になるというふうに留意する必要があります。

本法案におきまして、先ほどボテンシャルのお話がありましたが、農林漁業については、どの程度の再生可能エネルギーの導入がされる

う試算があるのか。試算はないということでありましたので、ただ、ボテンシャルは随分あるというお話を先ほどの御質問で聞かせていただいたところであります。

そこで、経産省に伺いたいと思います。

農山漁村での再生可能エネルギー発電の導入量に伴つて、国民の皆さんが電気料金の負担増になると、いうことにならないのか。さらに固定価格買取り制度上の再工不賦課金の負担が増大するおそれがないかと、いう点について、お伺いしたいと思います。

○木村政府参考人 お答え申し上げます。

固定価格買取り制度は、投資回収につき

とした見通しを与えるという趣旨で、再生可能エネルギー電気の供給が効率的に実施される場合に通常要する費用をカバーする価格で買取るとい

うことが法定されております。この買取りの費用は、電気の利用者の皆様に賦課金という形で御負担をいただいてございます。

ましては、再生可能エネルギーの発電に通常要する費用を基礎に算定される毎年度の調達価格、あるいは再生可能エネルギーの今後の導入量の見通しというものについて、予断あるいは予見をすることが難しくございまして、明確な形でお示しすることができます。

他方、御指摘のとおり、本制度におきます賦課

○樋口委員 ありがとうございます。

ような場合には買い取りを断られるといふことが

んでおります。

金の負担が過剰に重いものにならないように、その年々に新たに再生可能エネルギー発電を導入される参入者向けの調達価格につきましては毎年度

従来から言われておりますけれども、再生可能エネルギーの中でも特に導入量の多い太陽光や風力は、天候による出力変動が大きく、発電量の予

あり得ます。

電力系統の安定化に向けて、引き続き努めてまいりたいと考えてございます。

見直しを行うこと、それから定期的に法律自身を見直すということが法定をされてございまして、その見直しの中では、供給量の状況ですとかあるいは賦課金の負担等を踏まえることとなっております。

格買い取り制度を着実かつ安定的に運用してまいりたいと考えてございます。

用の増加に伴い電気料金が高騰することも考えられますし、あるいは高騰する可能性が生じた場合につきましては、農山漁村における発電事業者や国民の皆様に対してもうした状況の説明を行つた上で、今おつしやいましたけれども、制度の見直しについて、今おつしやいましたが、基本的には

しを含めた検討が必要かと思しますが、具体的にはどうということになっているか、教えていただきたいと思います。

詒細にお咎めをいたたきましたが、本法案におし
ては、附則の第二条に、五年以内には見直すと。これは、あらゆることもやつてみて、悪いところ
があれば直すのは当たり前のことでありますか
ら、附則に沿つて、五年以内に見直すということ
はやらなければならぬというふうに思つております。

一方、再生エネルギー特別措置法において、固定買い取り制度では、料金の額及びその見通し、家計に与える影響等を踏まえて、同法の施行の状況について少なくとも三年ごとに検証する、これも附則の第十条に書いてありますので、必要な措置を講ずるとともに、平成三十三年三月三十一日までに抜本的な見直しをする旨規定されている、これに沿つてやつていただきたいというふうに考えております。

○樋口委員 ありがとうございます。
従来から言われておりますけれども、再生可能エネルギーの中でも特に導入量の多い太陽光や風力は、天候による出力変動が大きく、発電量の予測が難しいという課題もあります。
したがって、再生可能エネルギーの電源が大量に電力系統に接続された場合、天候により出力が急激に変動した際に電圧や周波数を維持するためには、電力会社による大規模な揚水発電や火力発電によるバックアップが必要になると聞きます。また、電力系統の増強、蓄電設備の設置等、系統安定化対策が非常に重要になるというふうにも聞きます。
こうした系統安定化対策には時間も費用も要りますし、この費用は最終的には税金や電気料金による国民負担となるために、国民の皆様の理解も必要となつてまいります。
その上で、御質問いたします。経産省に伺います。
○固定価格買い取り制度について
固定価格買い取り制度では、法令上、電気事業者は買い取りを原則拒んではならない、その例外についても法令で列挙をしてございます。
具体的には受け入れ可能な量を超えて送電線や変電所に電気が流れることが見込まれるような場合、あるいは、そもそも電気事業者が受け入れることが可能な量を超えた電気の供給を受けることとなる場合、そういった場合を例外的に買いたい取りをお断りできる場合として規定してございます。
したがいまして、例えば、メガソーラーを建設しようとした場合に、近隣に別のメガソーラーの計画があつて、そちらが先に送電線あるいは変電所に接続してしまっているしたがつて、送電線や変電所の空き容量がなくなつてしまつたといいます。

○樋口委員 ありがとうございます。
従来から言われておりますけれども、再生可能エネルギーの中でも特に導入量の多い太陽光や風力は、天候による出力変動が大きく、発電量の予測が難しいという課題もあります。
したがって、再生可能エネルギーの電源が大量に電力系統に接続された場合、天候により出力が急激に変動した際に電圧や周波数を維持するため、電力会社による大規模な揚水発電や火力発電によるバックアップが必要になると聞きます。また、電力系統の増強、蓄電設備の設置等、系統安定化対策が非常に重要になるというふうにも聞きます。
こうした系統安定化対策には時間も費用も要しますし、この費用は最終的には税金や電気料金による国民負担となるために、国民の皆様の理解も必要となつてまいります。
その上で、御質問いたします。経産省に伺います。

○樋口委員 ありがとうございます。
従来から言われておりますけれども、再生可能エネルギーの中でも特に導入量の多い太陽光や風力は、天候による出力変動が大きく、発電量の予測が難しいという課題もあります。
したがって、再生可能エネルギーの電源が大量に電力系統に接続された場合、天候により出力が急激に変動した際に電圧や周波数を維持するためには、電力会社による大規模な揚水発電や火力発電によるバックアップが必要になると聞きます。また、電力系統の増強、蓄電設備の設置等、系統安定化対策が非常に重要ななるというふうにも聞きます。
こうした系統安定化対策には時間も費用も要しますし、この費用は最終的には税金や電気料金による国民負担となるために、国民の皆様の理解も必要となつてまいります。
その上で、御質問いたしました。経産省に伺います。
固定価格買い取り制度において、電力会社が買い取りを断る事例が起きていると聞きますが、実態としてどのような課題が生じているのか、お聞かせください。

○樋口委員 ありがとうございます。
従来から言われておりますけれども、再生可能エネルギーの中でも特に導入量の多い太陽光や風力は、天候による出力変動が大きく、発電量の予測が難しいという課題もあります。
したがって、再生可能エネルギーの電源が大量に電力系統に接続された場合、天候により出力が急速に変動した際に電圧や周波数を維持するためには、電力会社による大規模な揚水発電や火力発電によるバックアップが必要になると聞きます。また、電力系統の増強、蓄電設備の設置等、系統安定化対策が非常に重要ななるというふうにも聞きます。
こうした系統安定化対策には時間も費用も要しますし、この費用は最終的には税金や電気料金による国民負担となるために、国民の皆様の理解も必要となつてまいります。
その上で、御質問いたしました。経産省に伺います。
○木村政府参考人 様答えいたします。
固定価格買い取り制度において、電力会社が買い取りを断る事例が起きていると聞きますが、態としてどのような課題が生じているのか、お聞かせください。
基本的には、受け入れ可能な量を超過して送電する者は買い取りを原則拒んではならない、その例外についても法令で列挙をしてございます。

○樋口委員 ありがとうございます。

従来から言われておりますけれども、再生可能エネルギーの中でも特に導入量の多い太陽光や風力は、天候による出力変動が大きく、発電量の予測が難しいという課題もあります。

したがって、再生可能エネルギーの電源が大量に電力系統に接続された場合、天候により出力が大量に変動した際に電圧や周波数を維持するためには、電力会社による大規模な揚水発電や火力発電によるバックアップが必要になると聞きます。また、電力系統の増強、蓄電設備の設置等、系統安定化対策が非常に重要になるというふうにも聞きます。

こうした系統安定化対策には時間も費用も要しますし、この費用は最終的には税金や電気料金による国民負担となるために、国民の皆様の理解も必要となつてまいります。

その上で、御質問いたしました。経産省伺います。

固定価格買い取り制度において、電力会社が買い取りを断る事例が起きていると聞きますが、実態としてどのような課題が生じてているのか、お聞かせください。

○木村政府参考人 お答えいたします。

固定価格買い取り制度では、法令上、電気事業者は買い取りを原則拒んではならない、その例外についても法令で列挙をしてございます。

具体的には、受け入れ可能な量を超えて送電線や変電所に電気が流れることが見込まれるような場合は、あるいは、そもそも電気事業者が受け入れることが可能な量を超えた電気の供給を受けることによる易き、そういった場合を例外的に買、又

○樋口委員 ありがとうございます。
従来から言われておりますけれども、再生可能エネルギーの中でも特に導入量の多い太陽光や風力は、天候による出力変動が大きく、発電量の予測が難しいという課題もあります。
したがって、再生可能エネルギーの電源が大量に電力系統に接続された場合、天候により出力が急激に変動した際に電圧や周波数を維持するためには、電力会社による大規模な揚水発電や火力発電によるバックアップが必要になると聞きます。また、電力系統の増強、蓄電設備の設置等、系統安定化対策が非常に重要ななるというふうにも聞きます。
こうした系統安定化対策には時間も費用も要しますし、この費用は最終的には税金や電気料金による国民負担となるために、国民の皆様の理解も必要となつてまいります。
その上で、御質問いたしました。経産省に伺います。
○固定価格買い取り制度について
固定価格買い取り制度では、法令上、電気事業者は買い取りを原則拒んではならない、その例外についても法令で列挙をしてございます。
具体的には、受け入れ可能な量を超えて送電線や変電所に電気が流れることが見込まれるような場合、あるいは、そもそも電気事業者が受け入れることが可能な量を超えた電気の供給を受けることとなる場合、そういった場合を例外的に買い取りをお断りできる場合として規定してございました。
したがいまして、例えば、メガソーラーを建設しようとした場合に、近隣に別のメガソーラーの計画があつて、そちらが先に送電線あるいは変電所に接続してしまっている。したがつて、送電線や変電所の空き容量がなくなつてしまつたといいます。

よな場合には買取を断られるということになります。

したがいまして、固定価格買取り制度の導入に伴いまして太陽光発電が集中的に導入されるような地域におきましては、こうした事例が発生しているということは事実でございます。経済産業省いたしましては、例えば大型の蓄電池を用いた系統の受け入れ容量の拡大等に取り組んでおりまして、そういうた寒証事業等を通じまして、太陽光あるいは風力といった再生エネルギーの受け入れ可能量を拡大するために最限取り組んでまいりたいと考えてございます。

○樋口委員 報道では、北海道や沖縄もおなじつぱいでもう買えないという現状もあるとふうにも一部言われておりますけれども、課題があるのであれば、それを乗り越えて進んでいかなければならぬという趣旨で御質問させていただきます。

本法案によりまして、農山漁村の再生可能エネルギーの導入が進んでまいります。電力系統が不安定になるような事態は発生しないのかどうか、お答えください。

○木村政府参考人 お答えいたします。

まず、大前提といたしまして、農山漁村においては、我が国における再生可能エネルギーの導入拡大にとって非常に望ましいことであると考えてございます。

他方、再生可能エネルギーの導入拡大のために、電力系統においてその変動を吸収して需給を安定させるということが必要になつてまいります。

そのため、私どもいたしましても、変動を吸収する蓄電池の制御の実証でございますとか、再生可能エネルギー発電予測技術と出力の調整技術を組み合わせまして広域的に需給調整を行なう、そういう系統運用技術を開発する、あるいは、電力会社の供給区域を越えて変動を吸収するたまほの広域的な運用の強化といったことに鋭意取り組んでいます。

よな場合には買取りを断られるということがあり得ます。

したがいまして、固定価格買取制度の導入に伴いまして太陽光発電が集中的に導入されるような地域におきましては、こうした事例が部発生しているということは事実でございます。経済産業省いたしましては、例えば大型のゼネラルエネルギーの受け入れ可能な容量を拡大するために最限取り組んでまいりたいと考えてございます。

○樋口委員 報道では、北海道や沖縄もおなじく、いつまでもう買えないという現状もあるといふにも一部言われておりますけれども、課題があるのであれば、それを乗り越えて進んでいかなければならぬという趣旨で御質問させていただいている所です。

本法案によりまして、農山漁村の再生可能エネルギーの導入が進んでまいります。電力系統が不安定になるような事態は発生しないのかどうか、お答えください。

○木村政府参考人 お答えいたします。

まず、大前提いたしまして、農山漁村における再生可能エネルギー発電の導入が進むこと、自体は、我が国における再生可能エネルギーの導入拡大にとって非常に望ましいことであると考てございます。

他方、再生可能エネルギーの導入拡大には、電力系統においてその変動を吸収して需給を安定させるということが必要になつてしまいな

人か
蓄り
じ工
かうが
ただな
さえと
はまよ
吸再
術再
めのめ
さささ
不不不
大工大
一いか
んであります。
電力系統の安定化に向けて、引き続き努めてまいりたいと考えてございます。現在、政府では新しいエネルギー基本計画の策定中でござります。
ことしの三月、茂木經濟産業大臣は閣議後の記者会見で、ことしの末の時点でのエネルギーのベストミックスを確定することは難しい、こういう趣旨のことをおっしゃっていらっしゃいます。この発言を素直に受けとめれば、再生可能エネルギーの導入目標値は当面は示すことが難しいのではないか、このように思います。
太陽光とその他の再生エネルギーとのバランスの問題、また固定価格買い取り制度による国民の負担の増の問題、再生エネルギーを取り巻く環境は、大変難しく、厳しいものもあります。
本法案に基づき基本方針を定める農水省、基本計画を定める市町村は、経産省またエネルギー関係諸機関などどのような連携を図っていくのか、御答弁をお願いします。
○林国務大臣 農山漁村におきまして再生可能エネルギー発電を促進するということに当たって、まず国の基本方針、そしてこれに基づいて市町村が基本計画を定める、こういうことになつておりますので、固定価格買い取り制度など再生可能エネルギー政策全般との整合性がきちっとされていく、これが重要だ、こういうふうに考えております。
したがつて、まず、国的基本方針においても、固定買取り制度など再生可能エネルギー政策と整合性のとれた農山漁村における再生可能エネルギー発電の促進、農山漁村に存在する資源を活用した再生可能エネルギー発電に活用できる両省の施策の紹介をする、それから、地方農政局等に経産局等の協力を得て国の相談窓口を設置すること、先ほど山本委員の御質問にお答えさせていたいと思います。

ただいたところですが、これを基本方針に定める
ということをする)ことによりまして、全般に再生
可能エネルギー政策を所管する経済産業省と密接
に連携をしたい、こういうふうに思つておるところ
でございます。

また、市町村による基本計画の作成を支援するという意味で、国、都道府県による援助規定というのも設けております。この援助規定に基づきまして、市町村は、国や都道府県から再生可能エネ

づく措置によりましていろいろな発電の導入が進んでいきますと、発電設備がふえていくというところでござります。そうしますと、発電設備の設置費用がだんだん下がっていくことも図らうことになりますので、そういうことも通じて固定価格買い取り制度における国民の賦課金の負担の緩和にもつながるということで、そういう意義もある、こういうふうに考えておるところでござります。

したがつて、この法案に基づく措置に加えて、

同じであるわけであります。基本理念を追加する形で今国会に提出されたわけでございます。

私は、民主党が提出した法律案に加えられました基本理念等によりまして、果たして優良農地の確保、さらには地域への利益の還元を実現できるかどうかという観点において質問をさせていただきたいと存じます。

まず、農林漁業が所得の減少、担い手不足の深刻化や高齢化に直面し、農山漁村の活力が低下している中、平成二十四年七月でありますが、固定

いうところに携わっていくことが可能となつてく
る、こういうところもござります。
それからもう一つ、市町村でございますが、固
定資産税による税収の増加が見込まれる、こうい
うことのございまして、全体として、地域経済へ
の波及効果を期待しておるところでござります。
○寺島委員 ありがとうございます。
次に、本法律案の基本理念でありまして、その
一つに、市町村や発電を行う事業者等の地域の関
係者の相互の密接な連携のもとに、再生可能エネ

的な助言を受けながら、国・都道府県のエネルギー政策と整合した形で基本計画を作成することで、こうなつておりますので、こういう施策をフル活用して対応してまいりたいというふうに思つております。

必要な予算措置、先ほど副大臣から答弁させていただきましたが、こういうものをあわせてやつていくことによって、農林漁業の健全な発展と調査のこれた再生可能エネルギー発電の促進、農山漁村にあります未利用資源の最大限の活用、この促進を積極的に図っていきたい、こういうふうに考

価格買い取り制度が開始されたわけであります。これらを踏まえまして、農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電を促進し、地域における所得の向上に寄与することが重要であると言われております。

ルギー電気の発電を促進することによります利益を地域に還元させ、地域の活力の向上や持続的発展を図っていくことが法律案の全体を通じての基本理念として明記されているわけでござります。

思つております。だけれども、この課題を乗り越えて再生エネルギーの促進を進めなければなりませんし、また、エネルギーのベストミックスといふことを考えていかなければなりません。それは、国民の皆様が安心して安全に暮らせるということ、充実した経済活動ができる、このことが最も重要だというふうに思つております。

○樋口委員 ありがとうございました。
これからも、農水行政をしっかりとお支えください。
○坂本委員長 次に、寺島義幸さんです。
○寺島委員 民主党的な寺島義幸でござります。

○林国務大臣　この法案の枠組みに基づきまして再生可能エネルギー発電を行う場合、再生可能工稼げであります。これが本法律案により、再生可能エネルギーの導入の促進の際に、それぞれどの程度所得向上等に貢献するのか、この点について、まず大臣にお伺いをいたします。

十五年五月末までの認定を受けた再生可能エネルギー発電の設備容量は約二千二百万千瓦ワットであります。そのうち、太陽光発電が約九割を占めていると言われております。太陽光発電のうち、約六割強がメガソーラーとなっていて、その設置主体は、実は首都圏等の企業が多く、例えば地域の農林漁業者による取り組み事例は極めて少ない

最後に、本法案の目的達成を確かなものとするための大臣の意気込みと、再生可能エネルギー導入の拡大を図るということは国民への負担増を求

さきに質問されました各委員と重複する部分があろうと存じますけれども、お許しをいただきたいと存じます。

エネルギー発電設備の整備とあわせて、農林漁業の健全な発展に資する取り組みを行うことが必要でござりますので、売電収入の一部がこの取り組みに充てられて、地域に還元される、こう、い

と聞いておるわけであります。
つまり、発電の主体が農林漁業者ではないとい
う懸念がされるとともに、首都圏の大手企業や外
資系企業など他域の者が事業者である場合、壳

で、国民の皆様の理解なくして推進はできないと
いうふうに思います。大臣から国民の皆様への
メッセージをお聞かせいただきたいと思います。
○林国務大臣　お答え申し上げます。

本法律案は、民主党が政権与党でありましたときに、農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案として国会に提出されました。それで私は反対賛成にアリてまいりたいと見ています。

仕組みになつてゐるところでござります。
また、地域の農林漁業者団体が再生可能エネルギー発電を行う場合には、売電収益そのものが地域に還元されるということになるわけでござい

電収入の地域への還元がそんなに確保できないのではないかという懸念が実はあるわけであります。

農山漁村における再生可能エネルギー発電の導入は、地域に使われていない資源がある、この潜在的な資源を有効に活用することで農林漁業の健全な発展に結びつけるということで、やはり我々としては、農山漁村の活性化を進めたい、こういふふうに思つておるところがございます。

また、買い取り価格制度の関連で、国民の負担というお話をございましたけれども、本法案に基

された経緯があるわけであります。民主党が提出した法律案は、一度も審議されることなく、解説によって廃案になつたわけであります。

しかしながら、自民党は、優良農地が確保されるのか、農地に利益が還元されるのかといった観点から、新たに、農林漁業の健全な発展と調和的された再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案として、法律名を変えて、スキーム

また、この発電設備を整備したときに、今委員
がおっしゃついていただきましたように、地権者、
これは農業上の再生利用が困難な荒廢農地の有効
活用ということで新たな地代収入が入つてくる、
こういうことがあります。

また、地元企業は、この発電事業に関与すること
により、発電設備の整備やメンテナンス、こう

源の流量が減ることによる水道への影響、あるいはまた建設地周辺の保安林への影響を心配する声が相次ぐといった報道があるわけでありますて、さらに、洋上風力発電設置に際して、漁協が、事故や水産資源への影響が懸念されることから、漁協の理事会において否決をされるというようななことが報道にあつたわけであります。地域の合意形成が図られないことも実は懸念をされるわけであ

同じであるわけがありますが、基本理念を追加する形で今国会に提出されたわけでございます。

ります。

そこで、基本理念に掲げられている地域の活力の向上及び持続発展の概念がどのようなもののかということです。そしてまた、これらの懸念払拭に果たす役割、あるいはまたその実効性について、大臣のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○小里大臣政務官 基本理念に書かれた地域の活力の向上、また持続的発展とはいがなるもののかといふお問い合わせでございます。

まず、農山漁村における再生可能エネルギー発電の促進が、地域の所得の向上など経済的、社会的な利益や関係者の機運の高まりに結びつくことを地域の活力の向上と表現しております。そしてまた、これらの利益が継続してもたらされることによりまして、地域の自律的な発展につながることを持続的な発展と表現したものです。

また、本法案におきましては、この基本理念を踏ままして、市町村、再生可能エネルギー発電設備の整備者、また農林漁業者等地域の関係者が協議会を設置することとしております。そして、この協議会における協議を経て、その合意事項、また基本方針を踏まえて、市町村が基本計画を作成する。さらに、地域の関係者がそれぞれの立場で基本計画に記された再生可能エネルギー発電設備の整備や地域の農林漁業の健全な発展に資する取り組み等に取り組んでいくことによりまして、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電を促進していくこととしておりまます。これによりまして、地域の活力の向上、また持続的な発展の実現が図れることになると期待をしております。

○寺島委員 次に、二つ目の基本理念であります。

農山漁村において再生可能エネルギー電気の發

電を促進するに当たっては、適正な調整を行なうことにより、優良農地等の確保を図ることが明記されているわけであります。

しかしながら、発電設備の整備のための土地需要が増大すれば、賃借料がふえる、嵩昂するわけであります。従来は、大規模太陽光発電の賃借料は、十アール当たり約十五万円であったところ、現在では二十万とか三十万円の案件が急にふえているというふうにも聞いています。

中には、五十万円を超えるというようなこともあります。賃借料がふえるということは、地域への還元が期待できる反面、逆に農地転用が、簡単に言えば、一層農地転用の期待が高まってしまうんじやないか、そういう意味の懸念もあるのではないかと思うわけであります。

また、固定価格買い取り制度の認定を受けた事業者が土地ごとそのまま転売してしまうというよ

うな事例も指摘されているやに承っているわけであります。

基本理念が、優良農地をどのように確保して、再生可能エネルギー電気の発電の促進とどのように両立させていくかということであるわけであ

ります。また、こうした懸念払拭に果たす役割あるいはまた実効性について、大臣の御所見をお伺いいたします。

○小里大臣政務官 平成二十四年七月に再生可能エネルギー電気の固定価格買い取り制度が開始をされまして、再生可能エネルギー発電の事業性が大幅に改善をされた中で、農山漁村に存在する土地、水、バイオマス等の資源を活用した発電を促進し、その利益を地域に還元させ、地域の活力の向上及び持続的発展に結びつけることが重要であります。

その一方で、御指摘のように、このような取り組みを進めるに当たりましては、農山漁村において無計画に再生可能エネルギー発電設備が整備されることで、農林漁業の健全な発展に必要な農林地等が失われないようにする、しっかりと確保さ

れるようになる必要があるわけであります。

このため、農林地等の農林漁業上の利用と再生可能エネルギー電気の発電の利用との調整を適正に行なうことが、農山漁村において再生可能エネル

ギー発電を促進するに当たり極めて重要なことであります。従来は、大規模太陽光発電の賃借料は、十アール当たり約十五万円であったところ、現在では二十万とか三十万円の案件が急にふえているというふうにも聞いています。

しかししながら、発電設備の整備のための土地需

要が増大すれば、賃借料がふえる、嵩昂するわけであります。従来は、大規模太陽光発電の賃借料は、十アール当たり約十五万円であったところ、現在では二十万とか三十万円の案件が急にふえて

いるというふうにも聞いています。

中には、五十万円を超えるというようなこともあります。賃借料がふえるということは、地域への還元が期待できる反面、逆に農地転用が、簡単に言えば、一層農地転用の期待が高まってしまうんじやないか、そういう意味の懸念もあるのではないかと思うわけであります。

また、固定価格買い取り制度の認定を受けた事

業者が土地ごとそのまま転売してしまうというよ

うな事例も指摘されているやに承っているわけであります。

基本理念が、優良農地をどのように確保して、再生可能エネルギー電気の発電の促進とどのように両立させていくかということであるわけであ

ります。また、こうした懸念払拭に果たす役割あるいはまた実効性について、大臣の御所見をお伺いいたしました。

○寺島委員 理念について承りました。

それでは、それらをもとに、基本方針ということに相なるわけであります。

基本方針には、農山漁村の活性化の目標といいうものが掲げられていると思います。農山漁村の活性化は本法律案の目的であります。そして、基本方針に掲げられる目標も、再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化の目標であります。

その際、地域における所得の向上を図ることは、農山漁村の活性化に直結するわけであります。また、日本再興戦略では、再生可能エネルギーを活用した農林漁業の発展を図る取り組みを推進するための枠組みの構築等を進めつつ、今後五年間に約百地域において地域のバイオマスを活用するなど産業化とエネルギー導入を重点的に推進することが掲げられているわけであります。

そこで、お伺いします。

農山漁村の活性化について、どのような指標を用いて目標を設定するのか。また、再生可能エネ

ルギー電気の発電の促進を通じた地域における所

得向上に係る目標を含め、基本方針の目標には、再生可能エネルギーについてどのような目標を掲げるのか、御所見をお聞かせいただきます。

○山下政府参考人 お答え申し上げます。

農林水産省といたしましては、再生可能エネル

ギー発電のメリットを活用して地域の農林漁業の発展を図る取り組みを平成三十年度に全国百地区実現、こういった政策目標を掲げております。今回この基本方針においても、同様の目標を設定する予定でございます。

この目標の達成に向けまして、本法案による措置とあわせて、必要な予算措置等を適切に講じてまいりたいと考えております。

○寺島委員 目的も農山漁村の活性化とうたわれを誘導していく、そういうことが期待をされ

れ、また農地が確保されることが期待をされるわけであります。

このようないくと期待をしておりま

す。

○寺島委員 理念について承りました。

それでは、それらをもとに、基本方針といいうことに相なるわけであります。

基本方針には、農山漁村の活性化の目標といいうものが掲げられていると思います。農山漁村の活性化は本法律案の目的であります。そして、基本方針に掲げられる目標も、再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化の目標であります。

その際、地域における所得の向上を図ること

は、農山漁村の活性化に直結するわけでありま

す。

○寺島委員 三十年度までに百地区、こういうお話をなんですかれども、繰り返すようで恐縮ですが、目的も農山漁村の活性化、基本方針も農山漁村の活性化、高らかにうたっているわけであります。

○山下政府参考人 お答え申し上げます。
農林水産省が掲げてある目標でございますけれども、これは再生可能エネルギー発電のメリットを活用して地域の農林漁業の発展を図る取り組みを平成三十年度に全国百地区実現、そういう目標でございます。

よつて、再生可能エネルギー発電のメリットを活用して地域の農林漁業の発展を図る取り組みを百地区実現する、そういう目標でございます。

○寺島委員 私は、この法律案は、今まである固定買い取り制度から進んできたものをリセットして、農林業あるいは農業、農村の振興のために大いに役立たなければならないという趣旨でできた法律だと思っております。

ということは、先ほどのお話でいえば、地域外でも、例えばどこかの農林漁業者が組合をつくって隣の地域に来てやることも含めて、そういう意味の農林漁業者、地元というか、そういう地域の皆様の百々所、こういう理解でよろしいんでしょうか。

○山下政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のそのケースにつきましても、含ま

○寺島委員 目的、目標が高らかに掲げられているわけでありまして、しつかりとした具体的な数値目標というものは大事だと思います。なぜならば、後で検証することもできないし、評価することもできないわけでありますので、その辺をしつかりとお取り組みいただきたいというふうに思います。

當する際に、その費用の一部を発電事業者の売電収益から負担をする取り組み等が該当すると思われます。

また、農林漁業者の農林漁業經營の改善の促進の例といだしましては、木質バイオマス発電を行なう事業者が地域の森林所有者等から未利用の間伐材を安定的な価格で買い取りをして、発電に活用する取り組み等が考えられます。

また、農林水産物の生産または加工に伴い副次的に得られた物品の有効な利用の推進の例といいたしましては、例えば畜産業者から家畜排せつ物を引き取つてバイオマス発電を実施することも、発電事業者が費用を負担して消化液や残渣から堆肥を製造し、低価格で提供する取り組み等が考えられます。

○寺島委員 本法律案では、市町村は、基本方針に基づき、基本計画を作成することができるものとされている。まあ、極端に言えばつくらなくてもいいということなんですが、市町村の主体性によって、地域間格差が生じるおそれがあるのです。

また、市町村が基本計画を作成する場合には、協議会を組織することができると言われておりますが、これもまた必ずしもつくる必要もない。

例えば、市町村において区域を設定する場合、農地として利用するのか、再生可能エネルギー発電を設置するのか、あるいは市街地として発展させていくのか、これは市町村の行政計画に委ねられるわけであります。

そこで伺います。

基本計画における発電設備の整備を促進する区域の設定に当たり、その基準として具体的にどのようなものを定めるのか。また、市町村は基本計

画作成に当たり、煩雑業務を行うことが想定されるわけですが、国や都道府県は市町村に対してものように指導していくのか。御所見をお伺いいたします。

また、市町村の基本計画を作成するに当たりまして、市町村の業務の負担の増大等々についての御指摘でござりますけれども、本法案に基づく市町村の基本計画の作成を推進していくためには、国、都道府県から市町村に対しまして、情報提供や助言等を行う必要があると考えております。

このため、国や都道府県から市町村に対しまして、本法案の援助規定に基づきまして、調査事業や実証事業により得られた再生可能エネルギーに関する資源の賦存状況、それから、立地条件等の情報提供や技術的な助言、さらには、各都道府県において定められている新エネルギー・ビジョン、構想等の内容や、活用可能な再生可能エネルギーの

導入支援措置等に関する情報提供等を行うことを想定しているところでございます。

また、国といたしましては、平成二十六年度概算要求におきまして、農林漁業者等が参画する再生可能エネルギー発電に必要な手続、取り組み等を支援する事業におきまして、市町村の計画作成に係る経費も支援対象として盛り込んでいるところでございます。

また、国の相談窓口を地方農政局等に設けまして、各地方の経済産業局や環境事務所などと連携した対応を行うこと等により、基本計画の作成を促してまいりたいと考えております。

○寺島委員

次に、私は、この発電の事業主体といふのは農林漁業者あるいは地域の企業でなければならないと考えています。当然のことながら、農林漁業者あるいは団体となりますと、なかなか資金面も難しいわけであります。

そこで、簡単にお伺いします。

発電設備を整備しようとする者に対して資金面でどのような支援を講ずるのか。また、株式会社農林漁業成長産業化支援機構法に基づく農林漁業成長産業化ファンドによる出資の対象となり得るのか。御所見をお伺いいたします。

○山下政府参考人

お答え申し上げます。

平成二十六年度予算概算要求におきまして、農山漁村の豊富な資源を活用し、地域の所得向上や農林漁業の健全な発展に資する再生可能エネルギー発電を促進するために、まず一つといたしまして、農林漁業者やその団体が主導する再生可能エネルギー発電の事業構想から運転開始に至るまでに必要となるさまざまな手続、取り組みへの支援、さらには、農業水利施設を活用した小水力発電に係る調査・設計等への支援、それから、地域のバイオマスを活用した産業化の推進に必要な構想づくりや施設整備等への支援、それから、木質バイオマスのエネルギー利用拡大に向けたサポート体制の構築や技術開発等への支援といった事業に必要な予算を盛り込んでいるところでござります。

○寺島委員

時間がありませんので、以下あれ

ますけれども、環境に配慮したクリーンエネルギーを確保するという大義名分のもとに、単に農

特別会計を活用し、再生可能エネルギーを活用した低炭素型の地域づくりやバイオマス利用を促進するため、農林水産省が執行に協力する事業が要請されているところでございます。

本法案による措置に加えまして、これらの予算

措置も活用して、農林漁業の健全な発展と調和の

された再生可能エネルギー発電を促進していく考

えでございます。

それから、農林漁業成長産業化ファンドに関し

ましてお尋ねがございました。

この農林漁業成長産業化事業体が六次産業化・地産地

消法に基づく総合化事業計画の認定を受けまし

たな事業を行う際に出資を行ふものでございま

す。

このため、農林漁業者が地域のバイオマスを活

用して再生可能エネルギー発電を行う場合ですと

か、それから、太陽光、風力、小水力等を用いて

発電した電力を農林水産物加工施設等に供給する

場合、こういった場合には、本法案に基づく再生

可能エネルギー発電設備の設備整備計画の認定と

あわせまして、総合化事業計画の認定を受けるこ

とによりまして、この成長化ファンドの出資を受

けることが可能であると考えております。

○寺島委員

環境がメインでやったわけであります

が、実はバーナーで燃やしても十分カロリーが

遜色なく得られるという結果が出ているわけであ

ります。つまり、エマルジョン燃料は利用できる

ところでございます。

一方、低燃費化につきましては、ディーゼル工

ンジンを用いた本研究におきましては、ほぼ燃料

が出たものと認識をしております。

再生可能エネルギーに関連しておりますが、

何も電気だけではないわけであります。

さきほど提案も含めてちょっとお話をしたいん

ですが、エマルジョン燃料というのが最近呼ばれ

るようになっております。質問通告であります

たが、時間がありませんので第一問目の質問は

ちょっとと飛ばさせていただきまして、エマルジョン

燃料を農業経営に利用できないかというふうに

思うわけであります。

エマルジョン燃料を農業で利用しようとする

と、いろいろな課題があつたわけであります。エ

マルジョン燃料をつくる装置ができるのか。ある

いはまた、乳化剤が非常にポイントだそうであります

まして、いろいろな乳化剤があるみたいでそれ

ども、質の高い乳化剤ができるのか。あるいは、

加温設備はどうするのか。そして、燃焼時に十分

な火力、熱量が得られるのか等々があつたわけであります。

○寺島委員

環境がメインでやつたわけであります

が、実はバーナーで燃やしても十分カロリーが

遜色なく得られるという結果が出ているわけであ

ります。つまり、エマルジョン燃料は利用できる

ところでございます。

一方、低燃費化につきましては、ディーゼル工

ンジンを用いた本研究におきましては、ほぼ燃料

が出たものと認識をしております。

再生可能エネルギーに関連しておりますが、

何も電気だけではないわけであります。

さきほど提案も含めてちょっとお話をしたいん

ですが、エマルジョン燃料というのが最近呼ばれ

るようになっております。質問通告であります

たが、時間がありませんので第一問目の質問は

ちょっとと飛ばさせていただきまして、エマルジョン

燃料を農業経営に利用できないかというふうに

思うわけであります。

エマルジョン燃料を農業で利用しようとする

と、いろいろな課題があつたわけであります。エ

マルジョン燃料をつくる装置ができるのか。ある

いはまた、乳化剤が非常にポイントだそうであります

まして、いろいろな乳化剤があるみたいでそれ

ども、質の高い乳化剤ができるのか。あるいは、

加温設備はどうするのか。そして、燃焼時に十分

な火力、熱量が得られるのか等々があつたわけであります。

○寺島委員

環境がメインでやつたわけであります

が、実はバーナーで燃やしても十分カロリーが

遜色なく得られるという結果が出ているわけであ

ります。つまり、エマルジョン燃料は利用できる

ところでございます。

一方、低燃費化につきましては、ディーゼル工

ンジンを用いた本研究におきましては、ほぼ燃料

が出たものと認識をしております。

再生可能エネルギーに関連しておりますが、

何も電気だけではないわけであります。

さきほど提案も含めてちょっとお話をしたいん

ですが、エマルジョン燃料というのが最近呼ばれ

るようになっております。質問通告であります

たが、時間がありませんので第一問目の質問は

ちょっとと飛ばさせていただきまして、エマルジョン

燃料を農業経営に利用できないかというふうに

思うわけであります。

エマルジョン燃料を農業で利用しようとする

と、いろいろな課題があつたわけであります。エ

マルジョン燃料をつくる装置ができるのか。ある

いはまた、乳化剤が非常にポイントだそうであります

まして、いろいろな乳化剤があるみたいでそれ

ども、質の高い乳化剤ができるのか。あるいは、

加温設備はどうするのか。そして、燃焼時に十分

な火力、熱量が得られるのか等々があつたわけであります。

○寺島委員

環境がメインでやつたわけであります

が、実はバーナーで燃やしても十分カロリーが

遜色なく得られるという結果が出ているわけであ

ります。つまり、エマルジョン燃料は利用できる

ところでございます。

一方、低燃費化につきましては、ディーゼル工

ンジンを用いた本研究におきましては、ほぼ燃料

が出たものと認識をしております。

再生可能エネルギーに関連しておりますが、

何も電気だけではないわけであります。

さきほど提案も含めてちょっとお話をしたいん

ですが、エマルジョン燃料というのが最近呼ばれ

るようになっております。質問通告であります

たが、時間がありませんので第一問目の質問は

ちょっとと飛ばさせていただきまして、エマルジョン

燃料を農業経営に利用できないかというふうに

思うわけであります。

エマルジョン燃料を農業で利用しようとする

と、いろいろな課題があつたわけであります。エ

マルジョン燃料をつくる装置ができるのか。ある

いはまた、乳化剤が非常にポイントだそうであります

まして、いろいろな乳化剤があるみたいでそれ

ども、質の高い乳化剤ができるのか。あるいは、

加温設備はどうするのか。そして、燃焼時に十分

な火力、熱量が得られるのか等々があつたわけであります。

○寺島委員

環境がメインでやつたわけであります

が、実はバーナーで燃やしても十分カロリーが

遜色なく得られるという結果が出ているわけであ

ります。つまり、エマルジョン燃料は利用できる

ところでございます。

一方、低燃費化につきましては、ディーゼル工

ンジンを用いた本研究におきましては、ほぼ燃料

が出たものと認識をしております。

再生可能エネルギーに関連しておりますが、

何も電気だけではないわけであります。

さきほど提案も含めてちょっとお話をしたいん

ですが、エマルジョン燃料というのが最近呼ばれ

るようになっております。質問通告であります

たが、時間がありませんので第一問目の質問は

ちょっとと飛ばさせていただきまして、エマルジョン

燃料を農業経営に利用できないかというふうに

思うわけであります。

エマルジョン燃料を農業で利用しようとする

と、いろいろな課題があつたわけであります。エ

マルジョン燃料をつくる装置ができるのか。ある

いはまた、乳化剤が非常にポイントだそうであります

まして、いろいろな乳化剤があるみたいでそれ

ども、質の高い乳化剤ができるのか。あるいは、

加温設備はどうするのか。そして、燃焼時に十分

な火力、熱量が得られるのか等々があつたわけであります。

○寺島委員

環境がメインでやつたわけであります

が、実はバーナーで燃やしても十分カロリーが

遜色なく得られるという結果が出ているわけであ

ります。つまり、エマルジョン燃料は利用できる

ところでございます。

一方、低燃費化につきましては、ディーゼル工

ンジンを用いた本研究におきましては、ほぼ燃料

が出たものと認識をしております。

再生可能エネルギーに関連しておりますが、

何も電気だけではないわけであります。

さきほど提案も含めてちょっとお話をしたいん

ですが、エマルジョン燃料というのが最近呼ばれ

るようになっております。質問通告であります

たが、時間がありませんので第一問目の質問は

ちょっとと飛ばさせていただきまして、エマルジョン

燃料を農業経営に利用できないかというふうに

思うわけであります。

エマルジョン燃料を農業で利用しようとする

と、いろいろな課題があつたわけであります。エ

マルジョン燃料をつくる装置ができるのか。ある

いはまた、乳化剤が非常にポイントだそうであります

まして、いろいろな乳化剤があるみたいでそれ

ども、質の高い乳化剤ができるのか。あるいは、

加温設備はどうするのか。そして、燃焼時に十分

な火力、熱量が得られるのか等々があつたわけであります。

○寺島委員

環境がメインでやつたわけであります

が、実はバーナーで燃やしても十分カロリーが

遜色なく得られるという結果が出ているわけであ

ります。つまり、エマルジョン燃料は利用できる

ところでございます。

一方、低燃費化につきましては、ディーゼル工

ンジンを用いた本研究におきましては、ほぼ燃料

が出たものと認識をしております。

再生可能エネルギーに関連しておりますが、

何も電気だけではないわけであります。

さきほど提案も含めてちょっとお話をしたいん

ですが、エマルジョン燃料というのが最近呼ばれ

るようになっております。質問通告であります

たが、時間がありませんので第一問目の質問は

ちょっとと飛ばさせていただきまして、エマルジョン

燃料を農業経営に利用できないかというふうに

思うわけであります。

エマルジョン燃料を農業で利用しようとする

と、いろいろな課題があつたわけであります。エ

マルジョン燃料をつくる装置ができるのか。ある

いはまた、乳化剤が非常にポイントだそうであります

まして、いろいろな乳化剤があるみたいでそれ

ども、質の高い乳化剤ができるのか。あるいは、

加温設備はどうするのか。そして、燃焼時に十分

な火力、熱量が得られるのか等々があつたわけであります。

○寺島委員

環境がメインでやつたわけであります

が、実はバーナーで燃やしても十分カロリーが

遜色なく得られるという結果が出ているわけであ

ります。つまり、エマルジョン燃料は利用できる

ところでございます。

一方、低燃費化につきましては、ディーゼル工

ンジンを用いた本研究におきましては、ほぼ燃料

が出たものと認識をしております。

再生可能エネルギーに関連しておりますが、

何も電気だけではないわけであります。

さきほど提案も含めてちょっとお話をしたいん

ですが、エマルジョン燃料というのが最近呼ばれ

るようになっております。質問通告であります

たが、時間がありませんので第一問目の質問は

ちょっとと飛ばさせていただきまして、エマルジョン

燃料を農業経営に利用できないかというふうに

思うわけであります。

エマルジョン燃料を農業で利用しよう

非常に多いわけであります。つまり、施設園芸等、周年で安定供給ができるということがまさに重要になつてくるわけであります。

そうした中、農林水産省は、平成二十五年四月に燃油価格高騰緊急対策ということを始めました。ここには、施設園芸の省エネ設備のリース導入支援だとか、あるいはまた施設園芸のセーフティーネット構築の支援、こういうのがあるわけであります。

そこで、ちょっとお伺いしたいんですが、通年施設農業が継続できるためには、安い燃料代で済む廃食油を利用した水エマルジョン燃料を利用した加温施設の整備が有効であると考えます。つまり、エマルジョン燃料というのは、例えば、水を加えたり、あるいは廃食油、あるいは車から出るオイル、油ですね、ああいうものを加えながらということですが、当然のことながら、今までの灯油や何かと一緒に、一定の火力が得られるのであれば、大分安い燃料代ということになるわけであります。

そのエマルジョン燃料を利用した施設農業が、この二十五年から始まつた燃油価格高騰対策は使えるのか、利用できるのか。その連携等についてちょっとお話をいただけますか。

○江藤副大臣　お答えさせていただきます。

委員は私の大先輩に当たられるわけでありまして、大学も、実は学部も同じでございまして、永田町では非常に我々はマイノリティーなのであります。これからも御指導をよろしくお願ひいたします。

今御指摘いただいたことは、私のところも施設園芸が非常に盛んなところでございますので、非常に厳しい局面は日々経験してまいりました。リース事業等もやつておりますけれども、これら施設園芸をいかに維持するかということは、これから構造改革の中でも大きな課題だと思っております。

結論から申しますと、私は可能だと思つております。あらゆる可能性をやはり探つていかなければ

ばならない。もうこれじゃなきやだめだ。例えれば、木質ペレットとかいろいろありますね。あれけれども、あらゆる可能性を否定してかかるのでではなくて、やれるものはやる。

しかし、これは我々が政治的に判断するのではなくて、やはり、外部の専門家から成る審査委員会、これがありますので、これが、現行のヒートポンプ等と同等であるというような評価をいただければ、これは十分に対象となるというふうに考えております。

○寺島委員　ありがとうございます。恐縮でございます。

それで、もう時間もないのに急ぎますけれども、実はエマルジョン燃料を利用して、恐らく農業をやっていらっしゃるところがあります。私が承知しているだけで青森に二ヵ所ございます。

一例を御紹介申し上げますと、青森の田舎館村

というところで、イチゴ農家八農家が組合をつくりました、田舎館エマルジョン組合、二〇〇八年のことです。そして、地域のガソリンスタンド、自動車修理工場からの廃油、そういうふたものを、エンジンオイルでもいいんですけれども、安く買い取つて、先ほど農林省の、ある意味お墨つきをもつた機械を買つて、当時はリースであったわけですが、エマルジョン燃料をみずからつくつて、そして、ハウス栽培の加盟している組合員のところに配つて農業をやつていています。もう何年もしています。

これは、廃油が七、水が三加わって、あとエマルジョン、乳化剤を入れまして、機械をつくつて。エマルジョンというのは乳化という意味ですかから、御案内と思いますけれども、油と水はなかなかまざりにくいんですけども、すぐ分離してしまうんですね。この燃料は実は分離しません。安定しています。そこに非常に魅力というか有利な点があるわけであります。

そういうことで、田舎館ではずっと、当時の話

です、私も実は数年前に視察に行つたわけでありますけれども、当時九十五円ぐらいだった灯油が一リットル十二円か十三円ぐらいでやつてあります。六分の一ぐらいに抑えられる。きのう、ちょうど電話で関係者に聞きましたら、恐らく今は

まだ、こんなお話を承りました。ちょうどもう一ヵ所、青森の空港の近くで、これは新規就農のコンピューター技術者の方が日々的に農業をやっているんですけども、この方は、灯油一、廃油七、水二の割合でエマルジョン燃料をつくつて、空中加温、あるいは地中を温める、そういうことに利用して、周年のトマト栽培をしているわけであります。まさに、この時期、すばらしい取り組みであろうというふうに思つたわけであります。

○雨宮政府参考人　申しわけございません。具体的な事例については評価ということは行つていませんけれども、一般的に、ボイラードの、先ほど

の試験研究結果はディーゼルエンジンでございましたが、ボイラードの使用につきましては、水の混合割合などによりまして燃料の特性が異なります。

○寺島委員　見に行つて、調査していただきたい

ところです。エマルジョン燃料を一概に評価するといふのは難しいのかなというふうに思つております。

なお、エマルジョン燃料の製造設備につきましては、さまざまメーカーから販売をされている

ところです。エマルジョン燃料を一概に評価するといふのは難しいのかなというふうに思つております。

○寺島委員　見に行つて、調査していただきたい

ところです。エマルジョン燃料はいろいろあるんです。いろいろあるから問題もあるんですけども、そこは、すばらしくうまくいっています。よく燃えます。御案内のように、水を入れることによつて千七百倍まで爆発して膨らみますので、油の粒子がさらに細かくなつてよく燃える。次に申し上げま

すが、環境にもいい、こういうことがありますので、ぜひ見て、御検討いただきたいとい思います。

先ほど申し上げたように、このエマルジョン燃料は環境に貢献できるわけであります。つまり、この燃料を使うと、なかなかすすぐ出にくいといふことがあります。

当時、これは先ほどのエマルジョンなんですかね、環境関連の、ディーゼルエンジンを開発するときにつかわった独立行政法人中央農業総合研究センターの作業技術部・農産エネルギー研究室長の方が、ある雑誌のインタビューに答えてこられました。

日本の軽油消費量は年間四千万キロリットルほど、そのうち五〇%は運輸関連、エネルギー排出制限の国際規約では、NO_xは制限のなかつた三〇〇〇 ppmから二〇一〇年までに「五 ppmへと段階的に低減していく方向にある、そのため、水エマルジョン燃料は非常に意義があると言つています。そして、この方法を使うことによって大変NO_x、SO_xにもそうなんですかね、いいとこうことで期待をしているというふうに言つておられました。

つまり、窒素酸化物や粒子状物質、今中国で問題になつてているPMの発生を抑え、内燃機関が排出するガスがもたらす環境負荷を低減させる効果があるということは、まさに環境に優しい、こういうことになるわけでございます。

そこで、実際に実証して、実施している農家も二ヵ所ある、なおかつ燃料代が非常に安い、燃油の高騰対策にもなる、そして環境にも非常にいい、貢献できる、まさにすばらしいことだらうと

いうふうに思うわけでございます。こういうことを国として、今まさに、独自支援というか取り組みをしつかりと進めていくことが、かつて農林技術の方でも実証もされていてありますから、どうぞ大臣におかれましては、積極的にこの

取り組みを検討してもらいたいと私は思っているわけございまして、大臣の思いをお聞かせいただきたいと思います。

○坂本委員長 林大臣、申し合わせの時間が経過しておりますので、答弁は簡潔にお願いいたします。

○林国務大臣 はい。

既に御議論いただいたように、創出技術開発事業で取り組んだ実績もありますし、うちの技術部隊からも、今先生がおっしゃっていただいた効果があるという実証結果が出たというふうに聞いております。

また、実際に使っておられるところを今御紹介もいたしましたので、早速現地を見ていただくようなことを検討して、燃油対策は我々も頭を痛めておりますので、これが画期的な解決策の一つになることを期待しながら、検討してまいりたいと思つております。

○寺島委員 ありがとうございました。

○坂本委員長 次に、玉木雄一郎君。

○玉木委員 民主党の玉木雄一郎です。

きょうは時間を四十五分いただきましたけれども、午前中は十五分、再エネ法を中心に質問させていただきたいと思います。

この法案は、民主党政権下で法案の作成に当たつて、私自身もこの作成に携わった経緯がござりますので、大変思い入れのある法案で、ぜひ早く成立させたいと思う一人でございます。そして、自民党政権にかわって、一部修正が加わつておりますけれども、私は、これはいい方向での修正だと思って、評価をしております。

ただ、二つだけ依然として懸念が残るので、そのことを確認させていただきたいと思います。

二つの懸念というのは、きょうも質疑の中で他の質疑者からありましたけれども、優良農地がこのことによつて失われてしまうのではないかといふ懸念が一点。二つ目は、域外の非農家の事業者がやつてきて、そこが便益だけを受け取つて、城内の農家がこのことによつて全く便益を受けず、

むしろ、ある種、言葉は悪いですけれども、土地だけとられてしまう、そういうことになりはしないか、助長したりはしないか。この二点がこの法案の本質的な大きな問題であり、懸念だったと思ひます。

このことについて、自民党的修正案も、私は明確にアプローチができると思っておりますけれども、ただ、それが本当に懸念がしつかりと払拭される内容になつてゐるのかどうか、この点をまず確認させていただきたいと思います。

そのうち、後者の問題、つまり、農家じやない事業者、とりわけ域外にある事業者が入つてきて、そこだけが便益を受けてしまうのではないかという懸念に対する対応策であります。

法七条の二項二号におきましては、設備整備計画には、発電設備の整備とあわせて行う農林漁業の健全な発展に資する取り組みを具体的に盛り込めということが法律の中にも書いてござります。

ただ、条文はできておりますけれども、非常にふわつとした内容になつておりますので、この発電設備の整備とあわせて行う農業の、あるいは農林漁業の健全な発展に資する取り組みというの具體的にどんなイメージを考えているのか。本当に農家あるいは地域にメリットがある取り組みが行なわれる保証があるのであれば、この点について、

まずお伺いしたいと思います。

○小里大臣政務官 本来つくつていたただいた、廃案になつた法案、そして新たな法案との違い、そして、自民党政権にかわつて、一部修正が加わつておりますけれども、私は、これはいい方向での修正だと思って、評価をしております。

ただ、二つだけ依然として懸念が残るので、そのことを確認させていただきたいと思います。

二つの懸念というのは、きょうも質疑の中で他の質疑者からありましたけれども、優良農地がこのことによつて失われてしまうのではないかといふ懸念が一点。二つ目は、域外の非農家の事業者がやつてきて、そこが便益だけを受け取つて、城内の農家がこのことによつて全く便益を受けず、

たり検討を行つた結果、まず、新たな考え方を法案名、基本理念に打ち込みました。これに基づいて、基本方針、基本計画、設備整備計画をつくりついたわけであります。御懸念の点は、その中でしつかりと、その趣旨をより明確にすることができたかなと思つておるところでございます。

そして、その中で、地域における利益還元につきましては、まず、基本理念に基づきまして基本方針を策定いたします。それに基づいて、地域で基本計画をつくるてもらう。またこれに基づいて、設備整備計画を事業者がつくるてまいります。

特に、設備整備計画のところのお尋ねであろうと思ひますが、農林漁業の健全な発展に資する取り組みを具体的に規定することとしております。

すなわち、農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保、あるいは農林漁業者の農林漁業経営の改善の促進、農林水産物の生産また加工に伴い副次的に得られた物品の有効な利用の推進等々、これを書き込むことになつておるわけあります。

さらに、地域において、部外、域外から来られた方が主体になつてしまふんじやないかということがであります。その点についてもあわせてのお尋ねであったと思います。

地域の主体であるか否かを問わず、本法案の対象になつてまいります。地域における所得の向上により貢献するという観点からは、地域の農林漁業者やその組織する団体といった地域の主体が再生可能エネルギー発電事業に取り組むことは望ましいものであると考えておるところでございまし

て、そのため、事業構造から運転開始に至るまで必要となるさまざまな支援措置を講じていくと

いうことにしております。

○玉木委員 長々と御答弁いただきましたけれども、そこから先を聞きたいんです。

つまり、今、法七条の二項二号の話を列挙で説明いたしました。いいと思うんです。その内容が具体的にどういうものなのかということなんですが書いていたら計画が認可されるというので

す。

域外から来るのもいいと思います。実際、多いと思いますね。本当は、農業者が例えればデンマークのサムソ島みたいに風力発電をつくつて、それでは畜産のいろいろな経費を賄う、こういうパターンが一番望ましいんですが、実際には、外から電力事業者とかいろいろな人が入つてきて、やる。

このときに、そういう人たちに、いかに農家にとつて、地域にとつて役立つことをやつてもらうかをきちんと確保することが大事なんです、計画上。抽象的に書いてあるので、どういうことを書かせていくのか、この幾つかの例示を農林水産省も責任を持つて示さないとダメだという問題意識なんですね。

例えば、私は、皆さんもそうだと思いますけれども、地域に行くとどんな陳情が多いかというと、二つですよ。草刈りが困る、草刈りがもう年をとつてできないし、お金がかかる、この草刈りを何とかしてくれということと、鳥獣対策で、イノシシが出てきて、猿が出てきて困る。こういうことですから、事業者に、そこを使つていいです

ども、地域に行くとどんな陳情が多いかというと、二つですよ。草刈りが困る、草刈りがもう年をとつてできないし、お金がかかる、この草刈りを何とかしてくれということと、鳥獣対策で、イノシシが出てきて、猿が出てきて困る。こういうことですから、事業者に、そこを使つていいです

とと言つけれども、その期間、例えば農地の管理、とりわけ草刈りとか、そういうことを一定程度あなたもやつてくださいねというようなことをまさに地域貢献の具体例として求めていく。

その意味で、これも新たに加わつた法二十一條、これはいい条文だと私は思うんですけど、市町村が設置事業者に対していろいろな指導とか助言がでけるようになつていてるんですね。このとき

に、こうこうこういうことをしなさいよといふことを、地域のことをよくわかっている市町村ですべて必要となるさまざま支援措置を講じていくと

いうことにしております。

○玉木委員 長々と御答弁いただきましたけれども、そこから先を聞きたいんです。

そういうふうな形の貢献をしなさいよといふことを具体的に指導していくことが大事なんですかから、少しこういう形の貢献をしなさいよといふことを具体的に指導していくことが大事なんですね。

その議論を踏まえたながら、改めて法案全体にわ

は、私は結局、域外の事業者だけが得する仕組みになつてしまふんすけれども、ここを具体化する。とりわけ、草刈りとかそういった農地の保全に域外事業者もむしろ巻き込んでいくといった姿勢は大事だと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○小里大臣政務官 全く御指摘のとおりであります。

これから省令において基本方針を策定し、これに基づいて市町村で基本計画を策定いたします。それに基づいて、今度は設備整備計画が策定をさるわけであります。その中で、今おっしゃったようなことが具体的に盛り込まれていく。

例えば、今おっしゃったように、まさに地域の草刈り、大変な難作業でありますから、そういうところを応援していく。あるいはまた、簡易な圃場の整備であつたり直売所の整備であつたり、そういうたどろも含めて、これは別に制限はありませんから、地域でそこをしっかりと求め、定めていただくということが大事なことであつまつてしまつかりと利益還元が図られるようになります。大変な難作業でありますから、そういうところを応援していく。

○玉木委員 私は、地域に具体的にこの法案がメリットがあると実感していただくように運用していくことが極めて重要だと思うんですね。

それができないと、何だ、どんどん外からやつてきて、俺たちの農地を荒らして帰つていったと、いうことになつて、結果として、再生可能エネルギーの拡大も実現しないし、農村は荒れ果てると、いうことになつてしまふので、どうならないようになります。法七条二項の具体例を早くお示しいただいて、何をすれば農村を使ってきちんと発電事業ができるのかということを事業者にも早目にわかるので、詳しい質問は午後にしたいと思ひます。

お手元に資料を配つておりますが、私は、この再生可能エネルギーのメリットを、いかに農村、漁村、こういったところに還元していくのかがこ

れから大事だと思っているんですね。

一つ例をお示ししたいんです。これは埼玉県桶川市の水上太陽光発電施設でありまして、写真にあるように、メガソーラーが池に浮いてるんであります。

私は香川県の出身であります。香川県は、弘法大師さんが満濃池をつくつたり、古来より、水不足だったこともあって、ため池は非常に多いんですね。今でも一万六千ぐらいあります。毎週帰るんですけども、飛行機から見ていると、きらきら池の表面が輝いていて、あそこにソーラーパネルを浮かべたら発電できないかなと前から思つて、これは私は与党時代から随分推進をしてまつたんですね。今おっしゃったことでもあります。ちなみに、浮いているのはフランス製です。

震災対策として、東日本大震災でも、藤沼池といふ、これが一番近いところにあるんじゃないかなう福島県の中通りの池が決壊をして、七名が亡くなつて一人が行方不明という悲惨な事件がありましたけれども、こういつたため池については、今、農家も減つて、ため池の維持、補修、管理と、いうのが極めて難しくなっています。これは香川県に限らず全国的にそういうことが起つていい、農業の生産性向上に貢献するような取り組み、これが一番近いところにあるんじゃないかなうなりますので、もう少し精査してみますけれども、こういう取り組みや、農林漁業関連施設の整備、例えば、発電設備に見学しに来る人には引き継いで今も拡充していただいているので、これは感謝しております。

しかし、なかなか国費で全部こういうところの維持管理費を出していくのは難しいと思うので、例えば、こういうため池に設置するフロート型のソーラーパネル、太陽光発電を推進していくべきではないかな。

ちなみに、桶川市は、調整池に浮かべていますけれども、管理しているのは市なんですが、桶川市に毎年百八十六万円入るそうです、これで。こいうお金があれば、維持管理もできます。

例えば、土地改良のいろいろな負担金を、水利のお金とかいろいろ農家は払つていますよね。今、これも払うのがしんどいという声も全国で聞

いていると思いますけれども、こういうことを推進して、売電収入でため池の維持管理、保全、こういったことに役立てて、まさに地域に貢献するし、地域の農家が受益していくと思うんですね。

○林国務大臣 先ほど草刈りの話もありましたのが、やはりどうやつて具体的に還元されるかというおっしゃったことに直接当たるかどうかわかりませんけれども、例えば、発電事業者が売電の一部を支出して、太陽光発電設備の周辺の農地の簡易な整備等を地域の関係者とともに行ない、農業の生産性向上に貢献するような取り組み、これが一番近いところにあるんじゃないかなうなりますので、もう少し精査してみますけれども、農家の皆さんは大変心配をしている、関心を高め、こういう取り組みや、農林漁業関連施設の整備、例えば、発電設備に見学しに来る人には引き継いで今も拡充していただいているので、これは感謝しております。

○玉木委員 駄々、玉木雄一郎です。

午前に引き続き質問をさせていただきたいと思います。

○坂本委員長 午後一時一分開議 質疑を続行いたします。玉木雄一郎君。

○玉木委員 玉木雄一郎です。

午前に引き続き質問をさせていただきたいと思います。

最近、農政の大転換と言われるいろいろな政策の変更が報道されておりまして、私もそうですが、農家の皆さんは大変心配をしている、関心をお持ちの方がふえていると思います。その意味で、午後は、最近報道されている幾つかの、農政の大きな大転換と言つてもいいかも知れません、どうしたことについて、事実を確認させていただくとともに、その真意を質問していただきたいとうふうに思つております。

農政に、与党も野党もないと思つております。生産的な質疑をできればというふうに思つておりますので、ぜひ、その意味で、前向きで積極的な答弁を政府の方もお願いしたいと思います。

まず最初に、産業競争力会議で農政の改革についてのペーパーが出ておりまして、これがもとになつて、今さまざま議論が政府内でも行われてゐるところですけれども、このペーパー、極めて大胆なことが書かれてあつて、たゞ一方で、私が非常に評価するところもあります。

例えば、これは民主党時代も、私もいろいろなところで申し上げましたけれども、米のいわゆる変動部分については生産者拠出を求める制度に変

えて、類似のナラシと統合していく新しい制度をつくるべきだということは、与党時代から提案をさせていただきましたし、さきの通常国会にもそういった法案を出しました。ですから、これは私は方向性としては正しいと思いますし、評価をしたいと思います。

あわせて、水田を活用していわゆる戦略作物とか、そういう水田活用の交付金を拡充していくこう、その中で、特に地域の裁量をふやしていくこう、産地資金などをより使いやすくしていくこう、これも私は正しいと思いますし、高く評価をしたいと思います。

ただ、一つだけ、どうしても納得できないというか、ここは考えが少し合わないのかなというところがあつて、これはきょうの質問の中心になりますけれども、いわゆる米の岩盤部分、固定払いのところ、ここをどう考えていくかということについて、少し議論を深めたいと思います。

まず最初に、いわゆる減反政策についてお聞きをしたいと思います。

小泉政務官、きょうはまたお越しをいただきまして、ありがとうございます。いわゆる減反政策について、最初にお聞きをしたいと思います。

まず最初に、いわゆる減反政策についてお聞きをしたいと思います。

新聞を見ても、きょうも出ていました、三年後とか五年後に減反をもう廃止するということが出ていますけれども、私は、いわゆる減反政策は、民主党政権の平成二十二年に廃止していると思つてます。つまり、その意味ではルビコン川を渡つたという認識での制度をつくったんですね。

お手元に配つてある資料の二を見ていただきたいと思います。ちょっとわかりにくいくらいですが、過去、現在、将来と三つの箱があります。いわゆる世の中の人が思つてゐる減反政策といふものは、守らないとペナルティー措置があつて、これは大変だということで、強制的にそれに加入をしなきゃいけない、守らないとペナルティがあるという意味での減反のイメージが今もあると思います。

○小泉大臣政務官 玉木先生には、前回に引き続きまして御指名をいただきまして、ありがとうございます。

先日、こちらの委員会に呼んでいたいたときには、林大臣が、減反という言葉は好きではない、そういう答弁をされていましたので、私も、減反ではなくて生産調整という言葉を使わせていただきます。

産業競争力会議の中で提案されている、補助金を廃止します、生産調整を廃止します。補助なし、生産調整なしで、彼らでも自由につくれます。同じじゃないですか。何が変わるんですか、小泉政務官。

お手元に配つてある資料の二を見ていただきたいと思います。ちょっとわかりにくいくらいですが、過去、現在、将来と三つの箱があります。いわゆる世の中の人が思つてゐる減反政策といふものは、守らないとペナルティー措置があつて、これは大変だということで、強制的にそれに加入をしなきゃいけない、守らないとペナルティがあるという意味での減反のイメージが今もあると思います。

○小泉大臣政務官 玉木先生の御質問に答えるとす

くろということができなかつたわけあります。が、民主党政権になつて、いわゆる戸別所得補償制度を入れた際にこのペナルティー型の減反といふのをやめて、生産調整というものに参加した者にいわゆる交付のための一つの要件として生産調整というものを入れて、その中で、所得補償、とりわけ固定払いのところを行つてきたという経緯があります。裏から言うと、この固定払いを諦めれば、今現在においても、彼らでもつくることができるし、彼らでも輸出することもできるんですね。

その意味では、産業競争力会議の中では減反という、このペーパーの中では使われておりませんけれども、いわゆる減反政策を廃止しようということと、その生産調整が要件となつていて、少しお金をあわせて廃止していこう、こういうことが議論をされています。

一体これが何を目指しているのか。このことによつて産業競争力、農業の競争力が強くなるといふことなんですが、繰り返しになりますけれども、現在も、補助を諦めて、補助なし、そうすると生産調整にも加わらなくていい。補助なし、生産調整なしだつたら、今でも彼らでもつくれます。

我々も、補助金漬けにしようという思いで制度をつくつたわけではなくて、先ほど冒頭申し上げたようにむしろ、生産者抛出を求めて、少しお金を出してでも自分である種のビジネスリスクをコントロールしようという農家についてはそれを支援していくこう、あるいはそういう方向に制度を変えていくこうというふうに考えておりました。

ただ、問題はその自立のところなんですが、農業において、全て市場原理に任せたり、あるいは全く補助がない形で自立をするということが果たして農業の世界で可能なのかどうなのか、ここについては慎重な議論が必要だと思います。逆に、自立できないからといって補助に頼り続けてきた農政も私は改めるべきだと思っています。

そこで、これも、基本的な方向性、民間人ペー

パーにあるので確認をしたいんですが、これは実は大きな一つの哲学の差がここで出てくるんですね。

農政も私は改めるべきだと思っています。

そこでは、これも、基本的な方向性、民間人ペー

パーにあるので確認をしたいんですが、これは実は大きな一つの哲学の差がここで出てくるんですね。

これはそういう考え方でよろしいんですか。

○小泉大臣政務官 民間議員のペーパーに基づく議論でもありますので、完全な代弁というのではなくか難しいとは思います。

そういう上で玉木先生の御質問に答えるとすれば、今先生御指摘になつた、恒常になかなかギヤップが埋まらない方々農家に対する対策、支援、そういうことを民間の議員含め産業競争力会議でどんな議論になつてているかといえば、やはり今、率直に言えば、委員御指摘のように、既に高い関税で守られている中で、さらにさまざまな支援策を講じてゐる中で、これは明らかにやり過ぎであつて、そういう中で、それが本来農家

の方々を守らなければいけないという思いから始まつたことも、現時点においては、それが逆に經營判断を自由に發揮できるようなそういう状況を阻害しているのではないか、そういう観点から、どうやって補助金漬けの農業という中から自立ができる農業に変えていかるのか、そいつの中で出てきているような議論の方向性だと認識をしております。

○玉木委員 農林水産省のペーパーにも同じ記述がでています。今、一民間人のペーパーなので代弁できないというのは、小泉政務官そのとおりだと思いますが、それを受けた農林水産省のペーパーにも、米の支援についてはその哲学が明確に書かれています。

これは、政策を変えていく、つまり、米の岩盤部分の扱いについては来年からやめる、全額やめる、あるいは半額にする、いろいろな報道がされる、あるいは半額にする、いろいろな報道がされています。これはさておきます。ただ、最終的に目指すべき哲学、米政策についてどうやっていくのかということの哲学は、これは明確にどちらかを決めないと政策は決められないと思うんです。

農水省のペーパーにもそう明確に書いてありますけれども、農水省も、もう国境措置で十分で、いわゆる恒常的なギャップは埋める必要がないといふに思つておられるか、これは明確に大臣がお答えください。

○江藤副大臣 私の方からでよろしいでしょうか。

建設的な議論とすることでありますから、ペーパーを役所は用意していませんけれども、率直にお答えをさせていただきます。

恒常的な生産費とのギャップがある、それは全国を平均しての話ですからね。ギャップのあるところとないところがあるというのは、お互いに共通認識だと思います。そして、キロ当たり三百四十一円、パーセントにして七七八%、これはでかい関税ですから、これによって守られていると云ふことは私たちは同じ考え方です。

私たちの政権時代には、米の生産調整、減反と

いう言葉はもうとくにないんですかけれども、これに一番苦労してきたわけですよ。やはり主食ですから、これを国民に安定的に供給する責任というのを国家は負っていると思いますよ。やはり、どうやつて補助金漬けの農業という中から自立ができる農業に変えていかるのか、そいつの中で出てきているような議論の方向性だと認識をしております。

○玉木委員 農林水産省のペーパーにも同じ記述がでています。今、一民間人のペーパーなので代弁できないというのは、小泉政務官そのとおりだと思いますが、それを受けた農林水産省のペーパーにも、米の支援についてはその哲学が明確に書かれています。

これは、政策を変えていく、つまり、米の岩盤部分の扱いについては来年からやめる、全額やめる、あるいは半額にする、いろいろな報道がされると有効に使いたいというのが私たちの正直な気持ちですよ。正直な気持ちなんですよ。

米の消費の状態、委員も御存じのとおり、放つておいても、一年間に十三万トンから三十万トンが高齢化と人口減で減つていく。現在の消費は七百七十九万トンしかない。そして、二十四年の生産量は八百二十一万トンしかない。

メリットがあつても、では、どうなつてているかというと、作付面積は百五十二万ヘクタールですけれども、いわゆる交付対象面積は百十三万ヘクタールなんですね。ですから、今言われたように、二五・六%が主食用で、メリット措置の外でつくられている。これは二百十万トンにも上るわ

けですよ。

○玉木委員 なつかな明確にお答えいただいていいんですが、資料の三を見てください。これは何度も、この委員会でも予算委員会でも私が使つた資料であります。今現在起つてることを

簡単な模式図にしています。

これは、面積に応じて米をつくっていくときのコストを書いて、左に行くほどコストがかかる。つまり、小さな面積、〇・五ヘクタール、五反未満だと大変な経営費、家族労働費がかかるんですね。右に行くほどどんどん効率化していく。その意味では、大規模化していくというのは経営効率化の一つの方法だということがここからも見てとれると思います。

問題は、今、岩盤部分、定額部分と変動部分でこれを交付するということになると、実はポイントは、全国一律にしてあることで、二ヘクタール以上については、この交付金をもらえれば利潤が出るんですが、二ヘクタール未満については、もちろんお利益は出ないんですね。出ないんですけど、これがボイントなんです。

私は香川県の出身ですけれども、うちも五反百坪なんですが、半分ぐらいしか入っていないんですよ。つまり、もらつても余りメリットがないので、小規模農家にばらばら配つているという印象とは別に、小さいところは加入率は半分ぐらいですね、五反未満だと。でも、五ヘクタール以上になると、九八から九九入っています。大規模農家に圧倒的に有利な制度だからですよ。

我々は実は、米に配つているという印象で思われるのですが、大切なのは、水田という豊かな生産装置を守るために費用で払つているんです。米に払つているのか水田に払つているのかというのは、皆さん、実はこれは全然違うんです、制度をつくつていく上の発想で。

これを見て、いたくと少しうまく説明しますと、これがちょっと質問をしたいのは、最初の話に戻ります、集積を進めていく、大規模化を進めにくくしても、今ある農地がだめになつてしまふ例えば集落農組織は減るどころかふえていて、一定程度面積が大きくなつたり規模が大きくなつたりする効果を上げているのもこれまた事実なんですね。

私がちょっと質問をしたいのは、最初の話に戻ります、集積を進めていく、大規模化を進めにくくしても、今ある農地がだめになつてしまふと、それは集まらないですね。あるいは、もう一度大きくしようと思つても、一旦耕作放棄地になつた、離農したものを戻すのは大変なんです。

ですから、とにかく今、頑張つてやつて農地を農地として守つて、そして効率的な農業になげていく。規模も大きくする、そしてつくる作物も誘導して変えていくといったようなことをやつしていくことが私は大事だと思うんですけれど

所得補償が出て、ああ、少しこれで営農継続ができるなというふうになつてきて、そういうふうに営農継続していただきたいのを、少しつつ規模を集積して右側の利潤の出る方に寄せていくこうということを意図して、例えば農地集積協力金とか規模加算とかいろいろなことを入れながら、これを右に移していくわけです。

ポイントは、一つ一つの小さいユニットが崩れてしまうと集積できません。つまり、農地を集めたらいいんだというんですけれども、人間の体の細胞で教えてください。一つ一つの細胞が今の瞬間死んでしまうと、それを幾ら集めても健康体はできません。

ですから、とにかく、豊かな生産装置である農地、水田をどうやって守るのか。そこに明らかにコスト割れが生じている。そこをきちんと押さえて、そして大規模化する。あるいは、一〇〇%

。

も、恒常的なギャップがあるのに、それを埋める補助金をばらまきだと言つていきなり全部なくして、そして大規模だ大規模だと言つてかねや太鼓をたたいても、結果として集積が進まなくなるおそれがあるのではないか、このことを懸念するわけです。

ですから、大きく目指すべき方向は同じだと思います
うんですが、ただ、今の水田を見詰める見方、このことについて考えが違うと、そこへ至る道は随分違うし、結果として、目指すべき集積が進まなくなるんじゃないのかというふうに思うんですね
が、もう一度聞かせてください。

らずに、米については国境措置だけで十分だ、ひいては、この線よりこっち側にある人たち、ある人は、有力者たちばかり、つるはおき、一いそぎ

でいけば、この赤い点線が下に下がっていくます。そうすると、利潤が出る領域はより右に限定されていきます。そうすると、そこに行けば大丈夫だというんですけれども、ますます左側にいる小規模農家は取り残されています。

政策というものは、こうした小規模農家、中小規模の農家については、いわば、農業をやめていただく、このことを御判断いただく、あるいはそれを促していく、そういうことをを目指しているのだから、この点について、方針を明確にお聞かせください。

○林國務大臣 大変具体的な論点を出していただ
きまして、玉木委員の御主張だと我々とかなり近

まず、最初のところで、麦、大豆等と違つて、諸外国と生産条件格差から生ずる不利はない、こ
ういう言い方をしているんですね。したがつて、

お示していただきたい三二でいきますと、利潤が出て
いるところがあるというのが端的にそれをあらわ
している、こういうふうに思つております。した
がつて、まさに、米でなくて水田に対しても
ことでございました。

我々というか自民党的公約というのは、経営所
得安定対策と多面的機能に着目した直接支払いと
いうことで、多分、今委員がおっしゃつてある言
葉をおかりすれば、こちらの規模が小さいところ
の方にも同じように配ることによつて、水田は維
持してもらつて、それが右側に行くようになると
いうことをより明確に、かつ、水田のみにかかる
らず、水田以外の畠地にも広く広げるということ
で、多面的機能ということに着目して直接支払い
をやつていく。

その上で、今度は、この国会にも提案させてい
ただいておりますが、農地中間管理機構といつも
のも促進しながら、それと矛盾しないように、こ
の経営所得安定制度といつのはいわば産業政策的
なもの、そして多面的機能に着目した直接支払い
はいわば地域政策的なものという頭の整理をした
上で、その二つを組み合わせることによつて、委
員が静かな構造改革とおっしゃつておられます
が、そういう形で、水田に限定せずに、農地全体
を守りながら、できるところは集積を進めていく
という、いわば産業政策をやっていく。

大きな目標は、今、玉木委員がおっしゃつ
ている範囲ではそれほど違つていないのではないか
かな、こういうふうに思つております。

○玉木委員　ありがとうございます。

そこで、今、林大臣から話が出来ました、いわゆ
る日本型直接支払いですか、これは全容がなかなか
わからなかつたんですが、産業競争力会議のお
話を受けて、これは明確に書いていますね、産業
政策と地域政策は分けるべき、私もそうだと思います。

それを受けて農水省が紙をつくつて、御説明を
受けたんですが、ちょっと私はびっくりしたの
は、農地・水保全管理支払いがありますね。あれ

も、その向上事業を多分拡充していくようないいなけれども、その向上事業を多分拡充していくようないいな、それで、紙がつくられてあって、つまり、地域で行っている共同の事業に対して、例えば、農地、水路、農道の整備等、そういうものにお金を出していきます、これを田んぼだけじゃなくて畑にも、果樹園とかそういうところにも広げますといふことが書いてありましたけれども、私はこれが、岩盤政策として多面的機能を守るために会社に払っているものをやめたときに、それにはかわるものには到底ならないと思うんですね。

何でかと云うと、先ほど申し上げたように、恒常的な赤字が、あるいは恒常的なコスト割れといふのが生じて、いますけれども、農地とか水路とか農道の整備に、その共同事業に対して幾ら出して

結果としてそういうところは、小規模が多いと想
いますが、営農継続できないのではないですか。
要は、日本版直接支払いという名前でそれど
も、いわばダイレクトペイメントですね。いわゆ
るダイレクトペイメントになつていないんじやな

○林国務大臣　これは、今委員もおっしゃつていていたが、ただきましたが、まさに公約の一つの柱として掲げて、そして、政府・与党間で今検討中でござりますので、具体的にどれに幾らというところが詳細に定まっているわけではございません。

今委員がおっしゃっていただいた大いたいのところは、例え
ば、農地・水路・農道等の資源の保全管理を含む
共同活動のコストに着目して、先ほど申し上げま

したように、水田にどしまらず、畑、草地を対象に新たにやつていこうということ等々、それから農地・水保全管理支払いについては、現行でやっているものですね、これは新たな直接支払いと重複する活動がありますので、その部分については、重複したところは除外した上で、農地・水保全管理支払いの名称を変更する、こういうこと等々を考えております。

が、まさに直接支払いできちつと、経営所得安定対策と並んで、地域政策ということになるよう検討したい、こういうふうに思つております。○玉木委員 今曖昧に答えておられますけれども、大臣、これはもうよく御存じだと思いますが、直接個人には払われないんですよ。中山間の直払いは、我が民主党政権のときに、団体しか払われなかつたのを個人に払うように少し変えて、少しそれは混乱は生じたということも言われましたけれども、いわゆる世の中の人が思つて、あるいは自民党に期待して、日本本直接払いに期待して入れた人は、まさか農地、水の拡充策ぐらいでお茶を濁されるとは思つていはないはずですよ。ですから……(発言する者あり)いや、でも、農水省のペーパーはそう書いていましたから。ですから、繰り返しになりますが、どうしても埋め切れぬ恒常的なギャップ、ここは地域政策の話をしています、ここについてどう埋めていくのかについては、ばらまきになつてはいけませんけれども、やはりこれはもう少しきつちりと考えていかないとい、日本の農村が急速に荒れてしまうという可能性を秘めていると私は思つているんです。

しておられるのかということも含めて、農林水産物の市場の動向を把握しておくことは大事なことでございました。先ほど副大臣から答弁させていただきましたように、消費者セニター等を活用してこういうものを把握していく。

やはり、サプライ側のいろいろな統計によつて、サプライ側の政策もやつていくわけですが、ここをいかにマッチングさせていくか、このことが大変に大事であると思いますし、サプライとディマンドの間、バリュー・チーンと呼んでおりますが、ここをどう結び込んでいくかという点について考えていく。

したがつて、サプライサイドとディマンドサイドとバリューチーン、この三本柱で考えていく必要がある、こういうふうに考えております。

○岩永委員 ありがとうございます。今大臣がおつしやつていただいた方向性については、もうそのとおりですし、何の反論もございません。

一例をちょっと今から挙げさせていただくんですが、直接農水とはあれなんですねけれども、二〇〇九年に新型のインフルエンザウイルスというのが米国で発見をされました。H1N1ウイルスですね。皆さん御記憶にも新しいところだと思いますけれども、このウイルスが発見をされて、アメリカのCDC、疾病予防管理センターが約二週間かけて、全米のインフルエンザの状況を、医療機関等々と連携をとりながら全容の把握に努めたというところなんですね。

ですが、全く医療機関とも連携をとらずに、この二週間というかかつた時間の反面、ほぼリアルタイムで、そうした米国に今起こっているインフルエンザの状況というものを突き詰めたのが、グーグルという会社でございます。要するに、ビッグデータを活用して、その状況をいち早く、CDCよりもより正確な、アメリカの中で起こっているインフルエンザの状況というものを突きとめたのがグーグルなんですね。

何十億という検索ワードが全世界の中でやりとりをされていて、SNSなんかも通じて、そう

私は何が申し上げたいかというと、前回の通常国会では総務委員会に所属をしておりまして、これは新藤大臣の方にも何度も何度も御提案とお願いをさせていただいだんですが、今の統計情報のとり方に、ICTがかなり進んでいるこの時代の中で、合理的でない部分というのもたくさんあるんじゃないかなというふうに思います。

このビッグデータの活用というのは、もちろん個人情報の問題であつたり匿名化の問題であつたりとか、越えなければならないハードルといふのはあるんですが、マーケティングの手法の大転換というようなところで、消費者のニーズをいち早く、より詳しく取得するというようなところ、そして、そのマーケティングデータに基づいて、日本ではどうした農産品を幾らでどのくらいつくつていつて、そして農業界全体の所得の向上というものをどう目指すのかというところの、もっともつと細かいパックデータのとり方というものを、今後、農林水産省には、ぜひ早急にそうした仕組みも組み上げていただきたい、このビッグデータの活用というものをぜひ積極的に推進していくべきだと思います。

○岩永委員 それともう一点、経営という視点で少し触れさせていただきたいのが政策評価でございます。これも、総務省さん、新藤大臣を筆頭に、PDCAのサイクルというものをいま一度霞が関は見直していくしかないということを強い意思でおつしやつておりましたし、推進をしていらっしゃるところでございます。

私の友人に、国家公務員の方もたくさんいらっしゃるんですけども、どうも、この政策評価としゃるんですけども、どうも、この政策評価というものを聞いていると、余り評判がよくないんですね。どうしても作業だけになつていて感じがするとか、そうした作業がどのように次の施策に反映されているのかとか、そうしたサイクルがなかなか見えないような状況に今あるというような声も聞かれております。

○林国務大臣 これだけインターネットが普及を

テーマだ、こういうふうに思いますので、今、新藤大臣のお話がありましたけれども、御専門の総務省、新藤大臣のところともよく連携をとりながら、さらにこういうものの活用についてしっかりと考えてまいりたい、こういうふうに思つております。

○岩永委員 ありがとうございます。スマートアグリというような言葉も近年ではよく耳にするところでもありますけれども、生産者がおつしやつて、あとはマーケット、消費者動向をいかに細かくつかんでいくのかというのが、このグローバル化の中で日本の農業が生き残つていく大きなキーになつてこようと思いますので、ぜひ前向きにお取り組みをいただきたいたいと思います。

それともう一点、経営という視点で少し触れさせていただきたいのが政策評価でございます。これも、総務省さん、新藤大臣を筆頭に、PDCAのサイクルといふものをいま一度霞が関は見直していくしかないということを強い意思でおつしやつておりましたし、推進をしていらっしゃるところでございます。

私の友人に、国家公務員の方もたくさんいらっしゃるんですけども、どうも、この政策評価としゃるんですけども、どうも、この政策評価というものを聞いてると、余り評判がよくないんですね。どうしても作業だけになつていて感じがするとか、そうした作業がどのように次の施策に反映されているのかとか、そうしたサイクルがなかなか見えないような状況に今あるというような声も聞かれております。

○林国務大臣 これだけインターネットが普及を

して、いわゆるソーシャルネットワークサービスの負の側面というのも最近よくニュースでは見ますけれども、これだけのビッグデータがある、かつこれは割と廉価といいますか、ほぼ無料でもいろいろものは取得できるということもござります。

したがつて、限られた財政の制約の中でより有効な統計また情報をとつしていくという中で、こういうものがどう活用できるのかというのは大きな問題であります。ただ、どういった御認識を背景に、その政策評価

が、ほとんどおおむねよしとなつている状況、でも、農業の現場は、いえば右肩下がりになつてしまつているという、この状況も含めて、この政策評価というものに対する御認識と御所見を大臣の方からお伺いをさせていただきたいと思います。

○林国務大臣 これは農業分野にとどまらず、あらゆる政策を推進していくときに、施策を企画し実施に移すというところにとどまらずに、今委員がおつしやつて、あとはPDC A、施策の効果を評価する、そして評価結果をそのまま次に施設の見直しに反映させる、このサイクルを回していくということが大変大事である、こういうふうに思つておりまして、各省農林水産省でもそうですが、政策ごとにあらかじめ目標を設定して実績を測定する、外部評価者を入れる、こういうことをやつております。

さらに、今お話をありましたように、総務省では、全省府的に、第三者的な目といふことでやつていただいておるわけでございます。

やはり大事なことは、どういうふうに目標を設定するのか。その目標を設定してしまえば、そこに到達すればいいということですから、この目標の総和が、目標すべき全体の方向性としてきちっとできているか。この手前の話といふのは政策論でございますので、評価だけでは、その目標は全部できただけれども、では、結果はどうだつたのか。

ここは政策論にもかかわつてくるところでございまますので、政策評価だけが、PDC Aが回ればいいということではございませんけれども、まず個別の政策でちつとやつしていく。そして、バリュー・フォーム・マネーですとかコスト・ベネフィット分析といろいろありますのがなかなか数量化できない。特に、コストは数量化しやすいんですけれども、バリューの方をどう見ていくかという難しい問題もござりますので、そういうところを政策評価を充実させるとともに、やはり、個別の政策の集大成である全体の政策が大きな目標にきちんとつながつていくかということを常に考えて

具体的には、地域の特徴ある資源を生かしてどのような再生可能エネルギー発電を促進するのか、それから、当該市町村のどの区域を再生可能

ます。

エネルギー発電設備整備区域に設定し、誘導を図るのか、それから、農林漁業の健全な発展に資する取り組みとして何に取り組み、売電収益の活用を含め誰がどのように費用負担を行うか等について、協議を行うこととなると想定しております。

これらの事項は、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電を進める上で必ず協議が必要となる事項であることから、協議会で協議するメリットがあると考えられる一方、地域のおおむねの合意が得られているケースなどでは、かえつて市町村にとって負担となるデメリットも考えられるため、先生御指摘のとおり、設置を義務づけるところまでは考えていないところでございます。

○岩永委員 ありがとうございます。

今、市町村が今後とり行う業務内容であつたり、作業の内容について幾つか列挙をしていただきましたが、一つ一つが非常に重たい内容になつておられますし、そう簡単になかなか答えの出せるようなものでも、地域の中でも、難しい内容だなということを改めて感じました。

もう御承知のとおり、市町村は、行政のスリム化という中でかなりの人員の削減に取り組まれている部分もありますし、給与のカットもそうですし、作業が手いっぱいなんだけれどもなというような現場の声も聞かれる中で、やはりこれだけのことを市町村の扱いとして委ねるというようなところが、ちょっと現場でも混乱をするし、なかなか仕事が手いっぱい、どうなるのかなという心配はあるんです。

だから、本法案の中にも書いていただいており

ますけれども、やはり国の関与であつたりとか助けといふものが非常に大きな役割を果たしてくるんだろうと思いますので、ぜひそのあたりについては、自治体の声にもしつかりと耳を傾けていた

だいて、できる限りの援助を行つていただきます

ように、改めてお願いを申し上げます。
そしてもう一つ、次の質問に移させていただきます。

二〇一二年に、ドイツのQセルズが破産をいたしました。そして、二〇一三年には、中国のサンテックパワー、これも実質的には破綻しているというようなところ。これまで、こういったサン

テックとかQセルズという、太陽光パネルの世界の最大手の企業が次々に経営難に陥っているというような状況がございます。そして、聞くところによると、国内メーカーの二社以外は、どこもこの太陽光パネルという部門に関しては赤字が続いているというような状況でございます。

そこで、やはり設置事業者さん、そして土地の所有者さん、今後この太陽光を進めていく上で心配をされているのが、そいつたところの業界が非常に不安定だと。そして、十年後、二十年後、本当にメンテナンス等、補償等も含めて、しっかりと対応していくだけなのかというのも根本的な大きな不安としてあるようです。

そこでお伺いをさせていただきたいのが、そういったこともあって撤退を余儀なくされるというようなこともありますし、そのあたりの撤退のルールといふものを感じていらっしゃるのか。そして、十年、二十年たったその農地が原状回復をすることが本当に実際できるのかどうかというところの御認識について、お伺いをさせていただきたいと思います。

○山下政府参考人 お答え申し上げます。

会社の倒産により設備のメンテナンスの維持ができなくなることなど、再生可能エネルギー発電事業者が農林地等に発電設備を整備したにもかかわらず、事業を途中で中止、撤退することも想定されます。残された設備の取り扱いを決めておくことは重要であると認識しております。

このため、本法案に基づく再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする際には、発電設備の撤去時における原状回復、費用負担等に關する事項を、市町村の協議会の協議事項とするとともに

に、設備整備事業者が作成する設備整備計画の記載事項とすることを検討しているところでござります。

また、あわせて、設備整備事業者が設備整備計画の認定を申請する際、設備の撤去に係る費用の積み立てなど原状回復に関する事項が記載された地権者との間の契約書の写しを添付させることを検討しているところでございます。

このようないくつかの問題が生じないよう、可能エネルギー発電設備を整備した後、途中で事業を中止、撤退をする際に問題が生じないよう、国の方針等で具体的な指針を規定するとともに、市町村に対し、必要な助言や情報提供を行つてまいりたいと考えております。

○岩永委員 そのあたりについてはぜひお願いをしたいと思います。業界全体がまだまだ不安定な状況にあるということをしっかりと念頭に置いていただきまして、推進をするならするで、そういった最悪の事態も考えた対応をぜひよろしくお願いいたします。

それと、もう一点、やはり気になるのが、地域へどのようにしてこれが還元されしていくのかというようなところでございます。

ななかかその具体策、長年、エネルギーの地産地消に取り組んでいらっしゃる民間企業さんも日本国内には幾つかあるんですが、やはり地域にどうかというところの御認識について、お伺いを

お答えください。

現在、その売電収入というのは計画を大きく上回っているということで、一口十万円で、八十口の募集を地域の中でされたんすけれども、その

ように還元していくのかというところが非常に大きな課題としてあるということは、恐らく御承知のとおりだと思います。

そのあたりの御認識とか、午前中もあつたんで

すけれども、具体的な例というものががあれば、ぜひ教えていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○小里大臣政務官 これから定める国の基本方針に基づきまして地域で基本計画を作成する、ま

た、それに基づいて施設事業者が設備整備計画を定めるわけであります、その中にあって、具

体的にいろいろな地域への利益還元策が盛り込まれていて、あります。

このため、本法案に基づく再生可能エネルギー

発電設備の整備を行おうとする際には、発電設備

の撤去時における原状回復、費用負担等に關する

事項を、市町村の協議会の協議事項とするとも

午前中も御指摘がありましたように、草取り用の支援であるとか、あるいは簡易な圃場整備、あるいはまた加工・販売にかかる支援であつたり、地域のニーズに応じて、しっかりとそこは支援が図られるように運用してまいりたいと思いま

す。そうはいつても、実際に地域にどのように還元をしていくのかということもなかなか難しい課題がござります。それが太陽光発電というものに今取り組んでおりまして、その出資者、いわゆる市民の方々が信託会社に出資をして、その信託会社からの融資で、一般社団法人コナン市民共同発電所プロジェクトという発電所をつくって運用されております。

皆さんが信託会社に出資をして、その信託会社からの融資で、一般社団法人コナン市民共同発電所プロジェクトという発電所をつくって運用されております。

現状、その売電収入というのは計画を大きく上回っているということで、一口十万円で、八十口の募集を地域の中でされたんすけれども、そのように還元していくのかというところが非常に大きな課題としてあるということは、恐らく御承知のとおりだと思います。

それと、もう一点は、市民の役割というのも明確に明記をされております。

これも具体的に申し上げますと、市民は、自然エネルギーについての知識の習得と実践に努めな

ければならないということと、あとは、市民は、

その日常生活において、自然エネルギーの活用に努めなければならないというようなところまで踏み込んで条例をつくっていらっしゃるんです。

こういった取り組みについて、どういうふうな

感想をお持ちになつたかというところも、大臣で

も副大臣でも政務官でも結構ですので、お答えい

ルギー電気のポテンシャルを、今政務官からもお答えがあつたと思いますが、改めて、どれぐらい

ということで想定していらっしゃるか、伺いたいと思います。

○小里大臣政務官 ポテンシャルですか。ポテンシャルについては、今……

○村上(政)委員 そうですね、ポテンシャルについては今お答えいただきましたので、再生可能エネルギーの電気の発電促進は農山漁村の活性化の中でどのような位置づけになつてているのか、また、どの程度の経済的な利益がもたらされると考えていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○小里大臣政務官 農林漁業の健全な発展に資する取り組みを行うことが求められておりまして、まず、売電収入の一部がこの取り組みのために使われ、地域に還元をされることになります。

また、あわせて、農山漁村に再生可能エネルギー発電設備を整備した場合に、地権者は、農業上の再生利用が困難な荒廃農地の有効活用によりまして、新たな地代収入が得られるということになります。

また、地元企業は、発電事業へ関与することによ

りまして、例えば、発電設備の整備、メンテナンスといった業務に携わることによる、新たな雇用の発生等が期待をされます。

また、市町村は、固定資産税による税収の増加が見込まれております。

等々、地域経済への波及効果が大きく期待をされております。

○村上(政)委員 続いては、法案の中に基本理念を規定された狙いについてお伺いしていきたいと

思います。

再生可能エネルギーであるバイオマスの生産や利用については、バイオマスの活用推進基本法あるいは農林漁業バイオマス燃料法等の法律の制定のほか、関連の制度やあるいは予算等で木質バイオマスの利用そしてバイオエタノール等の推進が今まで國られてきているというふうに私自身も承

知しております。

また、家畜排せつ物法や食品リサイクル法において、家畜排せつ物や食品廃棄物といったバイオマスを肥料等として利用するほか、エネルギーとして利用することが明記されておりまして、エネルギー利用が推進されることになつております。

実際に、宮崎県の事例でございますけれども、宮崎県の中で年間に発生する鶏ふんを県内の施設で畜産業の振興と環境保全に貢献している事例もあるというふうに聞いております。

さらに、バイオマスにとどまらず、太陽光や風力、水力等の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電を促進することについては、民主党

党政権下においても、我が国の食と農林漁業の再生

ておりますし、昨年の政権交代以降におきましては、新たに安倍内閣において定められた日本再生戦略においても明確に位置づけられているところだと思います。

法案では、農山漁村における再生可能エネルギー発電の促進については、地域の活力の向上と持続的発展を図ることを目指すべきこと、それから、

地域の農林漁業の健全な発展に必要な農地等が確保される必要があること、こういう法案の根本的な考えを基本理念として明確に規定したところ

でございます。

こうした基本理念が現場まで徹底されるよう、所要の規定期追加も行つたところでございます。

本法案の基礎理念を踏まえた適切な運用に努めてまいりたいと考えております。

○村上(政)委員 それでは、再生可能エネルギーのこの法案で地域にどのような利益が還元されるのかについてお伺いしたいと思います。農山漁

村の健全な発展と調和という観点でございます。農山漁村においては、無計画に再生可能エネルギー発電の設備が整備されることによって、発電設備の用地のための土地需要によって農地が転用されるというような圧力が増大したり、あるいは農林漁業の健全な発展にとって不可欠な資源である農地等が失われたりして、食料の安定供給や国土の保全といった農林漁業が有する重要な機能の発揮を阻害を来すことがあります。農林漁業が有する重要な機能の発揮を阻害を来すことがあります。農林漁業が有する重要な機能の発揮を阻害を来すことがあります。

このようなかで、再生可能エネルギーについては、農林水産業の幅広い分野で関連制度それから予算等で今までに累次推進してきているところであります。その目的は、農山漁村の活性化それから環境保全とさまざまにあると思います。

以上のこと踏まえて、農林水産政策の基本理念をこの新たな法律の中で規定された狙い、そして、再生エネルギーの推進と農山漁村の発展との間でいかに調和を確保していくかについてお伺いしたいと思います。

○村上(政)委員 続いては、法案の中に基本理念を規定された狙いについてお伺いしていきたいと

思います。

再生可能エネルギーであるバイオマスの生産や利用については、バイオマスの活用推進基本法あるいは農林漁業バイオマス燃料法等の法律の制定のほか、関連の制度やあるいは予算等で木質バイ

農林漁業上の効率的かつ総合的な利用の確保の例といたしましては、発電事業者が売電収益の一部を支出して太陽光発電設備の周辺の農地の簡易な整備等を行うようなもの。

それから、農林漁業関連施設の整備の例といたしましては、例えば、風力発電設備の近隣におきまして地元の農林水産物やその加工品等を販売する直売所を整備・運営するに際して、その費用の一部を発電事業者が売電収益から負担する取り組み。

それから、農林漁業者の農林漁業経営の改善の促進の例といたしましては、例えば、木質バイオマス発電を行う事業者が、地域の森林所有者等から未利用の間伐材を安価的な価格で買い取り、発電に活用する取り組み等が考えられます。

また、農林水産物の生産または加工に伴い副次的に得られた物品の有効な利用の推進の例といたしましては、畜産業者から家畜排せつ物を引き取つてバイオマス発電を実施する際に、発電事業者が費用を負担して消化液や残渣から堆肥を製造し、低価格で提供する取り組み等が考えられます。

農林水産省といたしましては、こうした取り組みを初め、各地の先進事例を踏まえ、本法案に基づき策定する国的基本方針等において具体的なモデルケースを紹介することで、地域における適切な取り組みを促進してまいりたいと考えております。

農林水産省といたしましては、こうした取り組みとがありましたので、基本方針の意義についてお伺いしていきたいと思います。

○村上(政)委員 御答弁の中に基本方針ということがありましたので、基本方針の意義についてお伺いしていきたいと思います。

主務大臣が定める基本方針には、まず、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化の意義を掲げることとされています。ここでは、再生可能エネルギーの発電の取り組みが農山漁村活性化策に占める位置づけと期待される効果について、基本的な考え方が示されることとなつてお

ります。

発電業者に対し、こうした農林漁業の健全な発展に資する取り組みをどこまで求めるのか。過度な負担になつて、結局、本法案の仕組みが使われなくなつてしまふという懸念もありますが、現時点においてはどのような対策を考えておられますでしょうか。

○山下政府参考人 お答え申し上げます。

再生可能エネルギー発電事業者に対し、農林漁業の健全な発展に資する取り組みとして、発電事業継続が困難となるなどの負担を生じる取り組みを行ふことは本末転倒であり、適切ではないと考えております。

このため、取り組みの内容については、地域の農林漁業の実情を踏まえ、真にその発展に必要で、かつ実現可能なものとなるよう、市町村、関係農林漁業者、団体、発電事業者等が十分協議を行い、その結果を踏まえて市町村が基本計画に定めることとしております。

国といたしましては、全国の先進事例等をもとに、どのような取り組みが地域において適切な取り組みであると受けとめられるかについて留意したり組みでありますけれども、本来、再生可能エネルギー方針等においてモデルケースを具体的に示してまいりたいと考えております。

○村上(政)委員 その基本方針においては、農林地並びに漁港及びその周辺の水域の農林漁業上の利用と再生可能エネルギー電気の発電のための利用との調整に関する事項を定めるものとされております。

利用関係が競合する場合の調整は、さまざまなものとあります。そのため、利用調整は、地権者と事業者との交渉のみに委ねるのではなくて、こうした関係者による連携により、丁寧に進められることが求められます。

さらに、市町村にあつても、立地箇所の選定に

当たつての地権者や周囲の営農の状況の的確な把握、関係者の協議する場の設定等、関係者の合意形成に至るプロセスにおいて主導的な役割を果たすことが期待されるところであります。

また、再生可能エネルギー電気の発電を行うに当たつては、農山漁村の土地を利用することになるわけでありますけれども、大規模な太陽光発電を行おうとする場合には、比較的広い土地が必要になります。そのような場合には、再生可能エネルギー発電設備の整備をする土地が複数の市町村にまたがつてしまふような、そういう事態も想定されるのではないかと思いま

す。このように、複数の市町村や関係者などが混在する状況においては、発電事業者にとつてのメリット措置として農地法等の手続のワンストップ化が設けられていますが、それによってどの程度の手続の短縮が図られるか。このワンストップ化のメリットというのはどのようなどころにあるのでしょうか。

○山下政府参考人 お答え申し上げます。

本法案に基づく農地法等の手続のワンストップ措置でございますけれども、本来、再生可能エネルギー発電事業者みずからが行うべき許可申請等の手続を、市町村がかわって行うところにこの特徴があるわけでございます。

このため、発電事業者にとりましては、市町村が再生可能エネルギー発電設備区域を設定するこ

とにより、事業用地を探す時間の短縮、それから、手続のワンストップ化により、各個別法の許可権者である国の出先機関や都道府県の関係部署に出て向く時間の短縮等が図られることとなると考

えております。

また、書類の提出に当たりましては、身近な市町村から指導助言を受けながら申請書類を作成することが可能となるため、許可権者からしばしば求められる書類の補正に要する時間の短縮も図ら

があると考えております。

○村上(政)委員 本法律案は、再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者に対しては、設備の整備計画を作成して、基本計画を作成した市町村に對して認定を申請することができるものとしています。また、設備整備計画の認定案としては、提出された設備整備計画の内容が当該の市町村が作成した基本計画に適合していることは当然でありますけれども、その申請者が設備整備計画を実施する見込みが確実であるということが挙げられています。

他方、設備整備計画には、再生可能エネルギー発電設備の整備とあわせて行う農林漁業関連施設の整備その他の農林漁業の発展に資する取り組みの内容も記載しなければならず、再生可能エネルギー電気の発電の実施と農林漁業の発展に資する取り組みとの両方を行ふことが求められておりま

す。発電設備の整備を確実に行うためには、資本力、技術力に加えて、地域の農林水産業の実情に通じて、農林漁業に関する知見を有する、そういう主体が想定されると思います。

設備整備計画の認定を受ける主体としてどのような者が適當であると考えていらっしゃるのか、また、厳しい運用が行われれば、むしろ手続に時間がかかるのではないかといった懸念もあるといふふうに考えますが、そのあたりはいかがでしょうか。

○山下政府参考人 お答え申し上げます。

本法案は、農山漁村の資源を活用して再生可能エネルギー電気の発電を促進することにより、地域における所得の向上等を通じて農山漁村の活性化を図ることを狙いとするものでございます。

このため、地域の農林漁業者やその組織する団体、地域の事業者といった地域の主体が設備整備計画の認定を受け、発電事業に関与することは、地域における所得の向上等に結びつくという観点から、望ましいものと考えております。

他方、地域の主体以外の者が発電を行う場合であつても、発電による利益の地域への還元、農林

漁業の健全な発展に資する取り組みの実施等によりまして農山漁村の活性化に貢献することが考えられることから、設備整備計画の認定を受ける者の対象としてこれらの者を排除するものではなく、その取り組み内容を踏まえて市町村が判断することができます。

○村上(政)委員 続きましては、どういった支援をしていくかということについてお伺いしたいと思います。

○山下政府参考人 お答え申し上げます。

本法律案では、農林地所有権移転等促進事業の実施に關する基本方針を定めることができます。

れております。

本法案において、農林地所有権移転等促進事業とは、再生可能エネルギー発電設備の整備とあわせて、農林地の農林漁業上の効率的かつ総合的な利用を確保するため、農林地等についての所有権の移転等を促進する事業であって、実施主体は基本計画を作成した市町村ということになります。

同様の仕組みは、特定農山村法や農山漁村活性化法でもそう規定されていますが、残念ながら、

活用の実績は余り多くはないというふうに私自身は承知いたしております。

また、当該事業によって、再生可能エネルギー発電設備の整備とあわせて行う農林地の農林漁業上の効率的かつ総合的な利用を確保するための所有権の移転が円滑に進むというメリットがあるというふうに考えられますので、そういった点を周知していくべきと考えますが、今後、当該事業をどのように運用していくのか、また、本法案と関連した財政上の支援措置はあるのかという点について伺いたいと思います。

○江藤副大臣

お答えさせていただきます。

おつしやいましたように、せっかくワンストップでやれるわけです。農地法とかいろいろな法律がぶら下がっていますから、それをそれぞれに一個一個許可申請をとついたら大変ですから、それをワンストップ化することは非常に大事なことでありますので、そのことを周知徹底して、事業者の方々の御負担を減らすということは大事なことだと思います。

財政上の支援措置はあるのかということでありますが、これも当然やらなければなりません。

実際に、平成二十六年度の予算概算要求におきましては、地域の所得向上や農林漁業の健全な発展に資する再生可能エネルギー発電を促進するためといふことであります。まず一つ目には、農林漁業者やその団体が主導する再生エネルギー発電の事業構想から運転に至るまで必要なさまざまの手続、それから取り組みへの支援に対しての予算ですね。二つ目が、農業水利施設を活用した小

水力発電に係る調査、設計等への支援を行います。

つ目が、地域バイオマスを活用した産業化の推進に必要な構想づくり、そして施設整備への支援を行います。四つ目に、木質バイオマスのエネルギー利用拡大に向けたサポート体制の構築や技術開発等への支援を行います。

これに加えて、環境省におきましては、エネ

特、エネルギー対策特別会計を活用いたしまし

て、再生可能エネルギーを活用した低炭素型地域

水産省が執行に協力する事業が要求されておりま

す。二つの新規事業が立つておりますが、二つ合

わせて大体六十億が立つておりますので、この法

律と予算措置をあわせて実効性のあるものにして

いきたいというふうに考えております。

○村上(政)委員

ありがとうございます。

続いては、市町村が基本計画を作成する際にどのような援助をしていくのかという点についてお伺いしたいと思います。

市町村は、その規模が本当に千差万別であります。例えば、私の選挙区がある大阪市は二百六十万の政令指定都市ですし、数百人、数千人の村も

というふうに、本当に市町村の大きさはばらばら

でございまして、豊富なエネルギー資源に恵まれ

ているにもかかわらず、当該市町村の中で本法案

を活用した再生可能エネルギー電気の発電事業開始に踏み切れないといった、市町村の規模によつてそういうふうな市町村も出てくるのではないかなどと

いうふうに考えます。

そのため、本法案では、再生可能エネルギー發

電設備の整備を行おうとする者は、当該整備を行

おうとする地域をその区域に含む市町村に対して

おもとのとするというふうにされておりまして、市

町村に基本計画の作成を促すことが可能となつて

いるというふうに思つておられます。

その上で、さまざまな理由から、認定を受けた設

備の整備計画の変更や認定の取り消しを行う必要

があるというふうに考えます。

以上を踏まえると、市町村による認定の的確な

実施をどのように確保するのか。また、都道府県

も市町村による基本計画の作成、それから実施へ

の援助をすべきではないか。その上で、設備の整

備計画の認定の後に、市町村による監視、指導監

解しております。

以上を踏まえると、市町村の基本計画作成に当たつて必要な情報提供や助言ができるよう、国の相談窓口を設けるなどの援助が必要になるのではなかというふうに考えますが、どのような援助をお考えでしょうか。

○小里大臣政務官

御指摘のとおり、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生エネルギーを推進していくためには、まず、基本計画の作成を支援する体制づくりが重要であると考えております。

このため、市町村の基本計画作成につきましては、先ほど説明にあつたような予算措置による支援を行なうほかに、基本計画の作成に必要となる情報提供や助言が行なわれるよう、国の相談窓口を地

方農政局等に設けますとともに、地方農政局等と各地方の経済産業局や環境事務所などと連携して

対応することで、基本計画の作成を促してまいりたいと存じます。

○村上(政)委員

そうした地方の出先機関同士の連携といふものについてもお考えになつていらっしゃるんでしょうか。

○小里大臣政務官

そのとおりでございます。

○村上(政)委員

同じく、市町村に対するとのよ

うな援助をしていくかという点ですけれども、市

町村は、認定設備整備者に対して、認定設備整備

に従つて再生可能エネルギーの発電が可能な

設備の整備が行われ、かつ農林漁業の健全な発展

に資する取り組みを行なうこととなつておりますが、

その内容については、農林漁業関連施設の整備が

明記されておりまして、恐らく農林漁業の省令で定めることとなるのではないかというふうに思

います。

市町村においては、設備を整備する計画を認定

した後に、さまざまな理由から、認定を受けた設

備の整備計画の変更や認定の取り消しを行う必要

があるというふうに考えます。

以上を踏まえると、市町村による認定の的確な

実施をどのように確保するのか。また、都道府県

も市町村による基本計画の作成、それから実施へ

の援助をすべきではないか。その上で、設備の整

備計画の認定の後に、市町村による監視、指導監

督のあり方をどのようにするのか、これについてお伺いしたいと思います。

○山下政府参考人

お答え申し上げます。

市町村の再生可能エネルギー導入の取り組みを進めるために、国、都道府県から市町村に対し、情報提供や助言等を常日ごろから行う必要があることから、農山漁村再生可能エネルギー法案では、国、都道府県による援助規定を設けています。

○山下政府参考人

お答え申し上げます。

市町村の再生可能エネルギー導入の取り組みを

進めるために、国、都道府県から市町村に対し、情報提供や助言等を常日ごろから行う必要があ

ることであります。

具体的には、都道府県から市町村に対しまして

は、調査事業や実証事業により得られた再生可能

エネルギーに係る資源の賦存状況、それから立地

条件等の情報提供や技術的な助言、さらには各都

道府県において定められている新エネルギー比

ジョン、構想等の内容や、活用可能な再生可能工

エネルギー導入支援措置等に関する情報提供等の援

助が行われることを想定しております。

国的基本方針においてもこのような援助の具

体的な内容を規定し、市町村の基本計画の作成と実

施を推進していく所存でございます。

○村上(政)委員

時間がございますので、ちょっと

ここでは通告してはおりませんけれども、法案に

関連して幾つか伺つていきたいと思います。

○村上(政)委員

時間がございますので、ちょっと

ここでは通告してはおりませんけれども、法案に

関連して幾つか伺つていきたいと思います。

○村上(政)委員

時間がございますので、ちょっと

ここでは通告してはおりませんけれども、法案に

関連して幾つか伺つていきたいと思います。

○山下政府参考人

お答え申し上げます。

一般的に、農林漁業関連施設としては、農産物

の集出荷施設、乾燥の調製の施設、あるいは加工

の施設、販売の施設、それから鳥やけものの鳥獸

害被害防止施設等が考えられるが、具体的には

どのような施設を定めるかについてお考えで

いらっしゃるか。

○山下政府参考人

お答え申し上げます。

先生御指摘の農林漁業の健全な発展に資する取

り組みの農林漁業関連施設でございますけれど

も、例えば、この関連施設として、農林漁業者が行う、次産業化の取り組みに当たり必要となる農林水産物等の加工施設ですか、先ほども申し上げましたけれども、風力発電設備の近隣において発電設備の見学者等に地元の農林水産物等を販売する直売所ですか、それから、製材所で発生する残材を活用して木質バイオマス発電の燃料となる木質チップを製造する施設ですか、漁港の区域内において、太陽光発電設備の整備とあわせて、発電した電気を活用する水産物加工施設等を想定しております。

これに限らず、その地域の協議会で関連の方々が協議をしていただいて、その地域で真に必要な施設については、いろいろなものが考えられると思います。これはだめということは、特に今考えておりません。

〔委員長退席、官腰委員長代理着席〕

○村上(政)委員 続いて、施行の状況の検討についてお伺いしたいと思います。

近年の立法の例においては、施行後五年間を経過した場合、あるいは施行後五年以内に、法律の施行状況について検討を加えて、必要があると認めるとときには、所要の措置を講ずるという検討条項が一般化しているというふうに承知しておりますが、本法案においても、施行後五年以内の検討を求めております。

これについて、再生可能エネルギー電気の発電の促進は重要な政策課題であって、近年、非常に注目もされておりますし、施行状況の検討についてはスピード感を持って対応することが求められると思います。

さらに、固定価格買取り制度による買い取り価格が減額された場合、実際に太陽光については四十二円から三十七円というふうに減額されておりまし、そういう事態も想定されると思いますが、事業者が再生可能エネルギー電気の発電事業から撤退することも考えられると思います。そこで、固定価格買取り制度を定めた再エネ

特措法の見直しの規定との関係はどのように整理されているのか、お伺いしたいと思います。

○山下政府参考人 お答え申し上げます。

本法案における見直し期間は、再生可能エネルギーの電源によって事業計画から稼働までの期間が異なるものの、発電事業の施行後五年程度経過すれば、再生可能エネルギー発電事業による農山村の活性化の効果を把握することが可能であることから、この見直しを五年以内としているところです。

他方、再生可能エネルギー特別措置法では、再生可能エネルギー源の利用の促進に関する制度のあり方について、少なくとも三年ごとに検討を行ない、必要な措置を講ずるとともに、平成三十三年三月三十一日までに抜本的な見直しをする旨の規定がされているところでございます。

仮に、再生可能エネルギー特別措置法の三年ごとの見直しにおいて大幅な見直しが行われるとすれば、本法案の運用に大きく影響を及ぼす可能性があることから、同制度の見直し状況を踏まえつつ、機動的かつ適切に対処してまいりたいと考えております。

○村上(政)委員 見直しを行う際には、他省との連携というのも必要になってくると思いますが、そのあたりの、連携をしながら検討する、見直しをするというふうなお考はおありでしょうか。

○山下政府参考人 お答え申し上げます。

この法案は、経産省とも共管しておりますので、関係省と十分に連携をしてこの法案の運用を図つてしまいりたいと思っています。

○村上(政)委員 固定価格買取り制度の話をしましたので、その関連でお伺いしたいと思います。

平成二十四年の七月から開始された固定価格買取り制度のもとでは、ことし五月までの十一ヵ月間で、全国で計二千二百万キロワット分の事業が認定されております。メガソーラーなどの、住宅ではない非住宅太陽光発電が一千九百万キロワット余りを占めておりますが、このうち、実際に運用を始めたのは一割に満たないというふうに聞いております。

さらに、事業者が設備の値が下がるまで発電の開始を待つという例や、土地ごと転売してしまうといった新聞報道もなされておりまして、経済産業省は実態の調査を開始したというふうに報道されています。

一方、農山村における再生可能エネルギー導入、普及するに当たっては、例えば、風力発電や地熱発電の設置に係る環境アセスメントの期間の大幅な短縮等、規制や制度の見直しの必要があるのではないかという分野も存在します。

そこで、政府全体にまたがる課題について、どのようにこの点について対応していかれるのか、お伺いしたいと思います。

○林国務大臣 午前中の質疑でもありましたように、主には経済産業省それから環境省、こういうところとの連携というのが非常に大事になつてくるというふうに思つておりますし、今局長からも答弁いたしましたように、特に、F.I.T.、これが制度がどうなつてくるかということによつても大きく変わつてくるということです。

その都度必要な対応はとらなければいけないと思つております。

この法案の中にも、例えば途中で事業者が撤退をした場合どうするかということをあらかじめ定めておくというようなことを決めておりますので、今予見し得ることについてはここに入れておりますわくございますが、さらに今後、それぞれの状況に応じて適切に対応してまいりたい、こういうふうに思つております。

○村上(政)委員 大臣、御答弁ありがとうございます。

さくらに、地球温暖化との関係でも伺つてまいりたいと思います。

再生エネルギーの導入の促進は、CO₂の削減にも寄与するものと考えます。本法案は、地球温暖化の防止を目的としたものではございませんが、農山村における再生可能エネルギー電気の発電の促進を通じて、結果としての地球温暖化対策にもつなげてまいりました。このことについて、このことを五条十項で定めておるところでございます。

こういったことによりまして、農山村における再生可能エネルギー発電の促進を通じて、結果としての地球温暖化対策にもつなげてまいりたいたい、こういうふうに考えておるところでございます。

○村上(政)委員 最後に、この法案 자체が地域に対して利益を還元していくという観点でありますので、地域、それから安倍内閣として定められた日本再興戦略、こういった観点からお伺いしていただきたいと思います。

日本再興戦略では、テーマの四で世界を引きける地域資源で稼ぐ地域社会の実現というふうにうたつておられまして、世界に冠たる高品質な農林水産物、それから食品を生み出していく豊かな農山村社会や、観光資源等のポテンシャルを生かして世界の多くの人々を地域に呼び込む社会と

いつた、二〇三〇年のあるべき姿が掲げられておりまます。その中で、六次産業の市場規模を現状の一兆円から二〇二〇年には十兆円とするというふうな、非常に野心的で大きな目標を掲げておられます。

農業の総産出額が減少していく中で、こうした具体的な目標というものを達成される道筋について、最後にお尋ねしたいと思います。

○林國務大臣　ちょっと御通告がなかつたので手元に詳細な数字がございませんが、再興戦略、それのもとになる与党自民党での農業 農村所得倍増計画、こういうものに基づいてこれをつくらせていただきました。

六次産業化は、御案内のように、一次産業である農林水産業と製造加工業の二次産業、そして小売、農家、レストラン等々の、直売所も含めた三次産業、これが一つになることによりまして、付加価値をつける。また、一次産業の方が直接六次産業化することによりまして、消費者と触れ合うといいますか、消費者の意向に直接接することによって、消費者が欲するものを的確につくっています。

こういうことを通じることによって、農業自体の生産額がたしか九兆円内外だったと思ひますが、一方で、流通、食料まで含めたものが九十兆ぐらいございます。この九十兆の中できちつと農村の所得をつくっていく、取り込んでいこう、こうしたことでこの計画をつくったわけでござりますし、今の取り組みとしては、いわゆるA-FIVE、農林漁業成長産業化ファンド、こういうものも通じながら、しっかりとこの目標に向けて邁進をしてまいりたい、こういうふうに思つておるところでございます。

○村上(政)委員 質問を終わります。

ありがとうございました。

○坂本委員長 次に、林宙紀君。

○林(宙)委員 みんなの党の林宙紀です。

本日は、きょう農林水産委員会で初めて御質問されるという方が、多分間違いがなければ四名様

ほどのいかなと思うんですが、私は、そうやつて自分のことを振り返つてみたら、前の国会から数えても十一回か十二回くらいになつていまして、出てくるたびに、またか、こうお思いになられる方も多いかもしれません、引き続きおつき合いをいただきたいなど、いうふうに思います。

今、その話をさせていただいたので、結構順番も後ろの方なものですから、毎回、前に御質問される方とどうしても質問が重複するという事案が結構多くて、何回も質問させていたくので大変です。そういう意味で、あつ、これは考へたんだなと思うような質問があつたら、胸の中で拍手しないよう角度を変えるかとか、とても隅っこの方にありそうなお話を問題にさせていただくことで、だんだん、ちょっと本来の潮流から外れてきているんじゃないかなと思うときもあるんです。そういう意味で、あつ、これは考へたんだなと思うような質問があつたら、胸の中で拍手します。

そななわけで、きょう最初の質問は、まさにそないうことだと思うんですが、今回の法案が、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案なんですね。再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案ということなんですかね。再生能源の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案なんですが、再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案といふことなんですかね。それで、今私が申し上げた熱電供給、コージエネレーションといったものも含んでこの法律で考へていくのかというあたりを教えていただきたいなと思います。

これはすごい実績を上げていて、世界じゅう全てそうだとは言いませんが、このユーンデ村の場合は、初期投資が八百万ユーロ、大体十億円ぐらいたど。それに対して、売電とか熱供給による年間収入が四百万ユーロだ。半分ですね。実際にその中からいろいろ経費を差し引いて利益を計算すると大体五十万ユーロぐらいですよ。これはビジネスとして考えたら大成功だなというような事例も世界の中にはありますよということなんです。

こういったものを党の有志で視察してきたものですから、日本でもこれに類する取り組みといふのは、やれるところがあるんだつたらやつていつた方がいいんじゃないのかということは、党内で思ふことは、ひととそと関係してくるんじやないかと思うんです。

他方で、再生可能エネルギーによる熱の農林漁業への活用については、現時点では、事業の採算性や技術面での課題を克服することが必要な状況でございます。また、農業用の施設等と一体的に整備されることが多いことから、再生可能エネルギー発電の利益の地域への還元等を通じて、地域主導で農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電を促進するものでございます。

本法案は、固定価格買い取り制度により再生可能エネルギー発電事業の事業性が大幅に改善されたことを契機として、農山漁村における再生可能エネルギー発電の利益の地域への還元等を通じて、地域主導で農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電を促進するものでございます。

○山下政府参考人 お答え申し上げます。

本法案は、固定価格買い取り制度により再生可能エネルギー発電事業の事業性が大幅に改善されたことを契機として、農山漁村における再生可能エネルギー発電の利益の地域への還元等を通じて、地域主導で農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電を促進するものでございます。

場合は対象になるとして、あわせて、例えば、では、熱水をパイプラインで張りめぐらせましょうとか、そういうお話をなつたときに、当然、熱水を供給するための施設とか、あるいは、パイプライン自体というのも一つ考慮しなければならない施設ではあるんだろうなというふうに思うんです。

ということで、こういった熱利用に関しては今回この法律でどのように扱われようとしているのか。また、あわせて、今私が申し上げた熱電供給、コージエネレーションといったものも含んでこの法律で考へていくのかというあたりを教えていただきたいなと思います。

ことを国の基本方針等で示す方向で検討したいと思つています。

○林(宙)委員 この熱電供給という思想は、実際に導入できるかどうかはその時々の判断になるとおもいます。ただ、なかなか日本は今までこういつた取り組みを主にはやつてこなかつたんじゃないかなと思っているので、ぜひその選択肢の中には入れて導入を進めていくだければなというふうに思つてあります。

我が党でも、もしそういった制度設計の面で政府の皆さん参考になるようなことがあれば、ぜひ御提案をさせていただきたいなというふうに思つてあります。

質問が重複するのでということで、こういう形で何とか頑張らせていただいているわけなんですけれども、ちなみに、これはちょっと確認をさせていただきたいという意味で通告に入れさせていただいたんですが、この法案によつて、再生可能エネルギー発電施設をつくるために、いわばふだんですと本当に厳しい制限が課せられている農地転用というものが特例的に認められていますよということがあります。

ちょっと農地転用ということを考えたときに、そここの農地をもともとお持ちの農家の方が事業者になるという場合にはそのままなんですが、先ほどお話をから出ているように外から投資という形で、例えば事業者の方がその農地を何らかの形で取得をしてという場合もあるでしょうし、もう一つは、その農家が、売りはしませんが、農地を貸して、賃貸という形でその事業に供するというパターンもあるかと思います。

これは、考えれば簡単な話なんですけれども、一応確認ということで、これは土地の売買とか賃貸にかかるわらず、農地転用というのはその事業をやる上で認められれば農地転用していいですよということになるという理解でよろしいでしょか。

○小里大臣政務官 念のために申し上げておきますが、本法案によりまして特例的に農地転用を認める

めるというわけではありません。基本は、耕作放棄地、それも再生困難な農地に限る、太陽光パネルの場合は特に、そういう前提に立つております。

そこで、本法案においては、再生可能エネルギー発電設備の設置に当たりまして、農地法第四条第一項に基づき、地権者みずからが農地を農地以外のものに転用するケース、要するに、みずからが発電事業を行うケース、それと同時に、農地法第五条第一項に基づきまして、農地を農地以外のものにする等のため所有権の移転や賃借権の設定を行うケース、いわゆる他者が事業主体となるケース、両方を想定しております。

○林(宙)委員 ありがとうございます。

この法案で特例的にということではないんですよということだったので、なるほど、ありがとうございます。ございますという感じなんですが、きのうまで何度も役所の方とやりとりをさせていただいていたという感じだったのですから、そういう理解など私は思つておりました。私の理解の仕方がちょっと違つていたのであれば、申しわけございません。

これに関連するわけじゃないんですけども、では、本法案に基づく農地転用はと通告しましたが、そういう農地転用だということで、一応、私は、宮城の人間ですので、被災した土地に閑して農地の扱いをどのようにしたらいいんでしょうかという御質問もこれまで何度かさせていただいていると思います。

これは前にお話しした案件なんですけれども、ことしの春ぐらいにかなり地元では話題になつていたんですが、要は、沿岸部の農地で津波の被害があつた。その農地を除塙などして使えるようになります、やはりそれなりに時間がかかるわけですね、数年単位ということで。そうすると、大体そういう土地で耕作されている方は、御多分に漏れず、どうしても御高齢の方が多いのですから、その農地が使えるようになるまで待つてい

て、それからまた農業をやろうよという気持ちにはなかなかならないんですという方は多いというのとおりだと思います。

方や地権者の方と再生可能エネルギー発電事業者との間で、再生可能エネルギー発電設備の整備に係る権利の移転、設定を迅速に、かつ円滑に行うため、本法案に基づく所有権移転等促進事業の活用ということも可能でございます。

被災地との関連で申し上げますと、東日本大震災復興特別区域法というのがございまして、これにおきまして、市町村が策定する復興整備計画における再生可能エネルギー発電事業を復興に必要な事業と位置づけた場合、農地区分にかかわらず、当該事業について農地転用を行えるようにする措置が設けられております。このような措置を活用して再生可能エネルギー発電設備の整備を行うことを見つけることも選択肢の一つかと考えております。

○林(宙)委員 ありがとうございます。

この法案に基づいて、例えば、そういう農地としての復旧の見込みがない、あるいは農地として復旧させる意思が持ち主さんはない、なおかつ、特に、農地として将来的にもう一回使うんですけども、この法案に基づいて、例えば、そういう農地としての復旧の見込みがない、あるいは農地として復旧させるためお伺いしておきたいんですけども、この法案に基づいて、例えば、そういう農地とともに、持ち主さんが、では、ここで再生可能エネルギーをやりたいですと言つた場合には、この法案に基づいてこれはできるようになるかどうかということをちょっとお伺いしたいと思います。

○山下政府参考人 お答え申し上げます。

この法案は、全国を適用地域としていますので、被災地に特別どうこうという話ではございません。農地法に基づく転用許可の手続等のワシントップ化というのを図ることによりまして、農地転用の手続の簡素化を行うものでございます。

また、例えば、再生可能エネルギー発電設備の整備とあわせて地域の農業の振興に資する農地の確保をしようとする場合に、被災された農業者の

方や地権者の方と再生可能エネルギー発電事業者との間で、再生可能エネルギー発電設備の整備に係る権利の移転、設定を迅速に、かつ円滑に行うため、本法案に基づく所有権移転等促進事業の活用ということも可能でございます。

被災地との関連で申し上げますと、東日本大震災復興特別区域法というのがございまして、これにおきまして、市町村が策定する復興整備計画における再生可能エネルギー発電事業を復興に必要な事業と位置づけた場合、農地区分にかかわらず、当該事業について農地転用を行えるようにする措置が設けられております。このような措置を活用して再生可能エネルギー発電設備の整備を行うことを見つけることも選択肢の一つかと考えております。

○林(宙)委員 ありがとうございます。

この法案に基づいて、例えば、そういう農地としての復旧の見込みがない、あるいは農地として復旧させるためお伺いしておきたいんですけども、この法案に基づいて、例えば、そういう農地とともに、持ち主さんが、では、ここで再生可能エネルギーをやりたいですと言つた場合には、この法案に基づいてこれはできるようになるかどうかということをちょっとお伺いしたいと思います。

○山下政府参考人 お答え申し上げます。

この法案は、全国を適用地域としていますので、被災地に特別どうこうという話ではございません。農地法に基づく転用許可の手續等のワシントップ化というのを図ることによりまして、農地転用の手続の簡素化を行うものでございます。

また、例えば、再生可能エネルギー発電設備の整備とあわせて地域の農業の振興に資する農地の確保をしようとする場合に、被災された農業者の

内陸の農地の一部に、仮住まいでもいいからうちを建てられないかというようなことが実はいろいろありました。そのときに、当然農地転用というのが必要になつてくるわけなんですが、農地転用をしようとする、農地を保つために、そのインセンティブとして納税を猶予する措置というのがあるわけです。農地転用した瞬間にその納税猶予措置が打ち切りになつてしまふ、これは租税特措法というところでそのように決められているそうですが。しかも、何もしなければ、きのう確認させていたら、二ヵ月以内にその猶予措置が切られてしまうんですね。

そうすると、それまで、場合によつては十年と

か二十年とか、もつと長い年月納税が猶予されて

いるパターンにおいては、払わなければいけない

額というのがそれこそ百万円とか二百万円単位に

なつていて、なかなか個人の方ではほんとは払え

ませんよというような状態が起つて、あるがゆ

えに、そういうところに移るのは断念をすると

いうパターンがありました。

これだけだつたら、個人の方のお話なのでとい

うことになるんですけども、もう一つ、防災集

団移転というのがあります。防災集団移転する

先、移転して、では、ここにまた集落をつくりま

しょうとなつたとき、その中に農地が含まれて

いるパターンというのあるわけです。そうする

と、この農地を手放さないと住宅地にできないの

で、そこを持つてゐる人は、はい、では、手放し

ましようかという話になるんですが、これも今と

同じ納税猶予措置というのがあるがゆえに、手放

すことができない。だから、地元の自治体は、で

は、そこは手放せないんだつたらちょっと移転先

をずらしましようかというような話というのは

あつたんですね。

長々と説明しましたが、これを三月の予算委員

会のときに大臣に、この辺というのは何とかな

らないものでしようかという御質問をさせていた

だいで、たわけ者の例を出していただいて、いろ

いろと御説明もいただいたと思つんでが、今回もこういうことが起つて得るんじゃないかなと思つてました。

要は、発電設備をつくるうと思って、では、農地転用をします。そこの分の税金、もし納税猶予をされていた土地であれば、そこは払わなきやい

けない、こういうことになつたときに、では、やはりやめようということは起きるんじゃないかな

と私は思つてゐるんですね。

当然、その納税猶予措置されたものを免除する

というのはまた全然違う話だと思うんですけど、せ

めて、二ヵ月以内にすぐ払つてくださいといふこ

とじやなくて、もうちょっと、一年なり二年な

り、あるいは五年とか、ある程度の期間を設け

て、猶予して、猶予というか期間をちょっと延ば

して払つてくださいねとか、そういう措置ができ

ります。

買いかえ特例、もちろん、これを利用していた

だけば全く問題なく進むと思うんですけど、せ

どそもそも、先ほどの被災地の場合の例だと、その

買いかえ 자체が難しいのでというところが結構大

きなネットになつてゐたわけです。今回も、同じ

タイミングでいい土地が、いい農地が見つか

れ、それがなくなつてしまふのをどうなのかなと

いうことで、これは今の段階では検討にも値しな

いという意識でよろしいんでしょうかと

い形で発電施設をつくるうという計画があつて

いることで、例えば、ちょっと長い名前なんです

が、これは平成五年に制定されていると思うんで

いつらほぼ同じなんでしょうけれども、所有権

等の移転を促進するための法律というのはあると

いうことで、例えは、ちよつと長い名前なんです

が、これは平成五年に制定されていると思うんで

文言もございます。

この所有権移転促進事業というものについてな

あつて、農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針を定めることができるというよう

なことです。この所有権移転促進事業といふ

と、これは平成十九年、農山漁村の活性化のため

の定住等及び地域間交流の促進に関する法律とい

うものがあつて、この中で同じようく所有権の移

転等に関するといふものがある程度認められて

いるということで、例えは、ちよつと長い名前なん

ですけれども、実は過去にも、同じようなと

いうことで、これは今段階では検討にも値しな

いという意識でよろしいんでしょうかと

い形で発電施設をつくるうという計画があつて

いることで、例えは、ちよつと長い名前なんです

が、これは平成五年に制定されていると思うんで

いつらほぼ同じなんでしょうけれども、所有権

等の移転を促進するための法律といふ

と、これは平成十九年、農山漁村の活性化のため

の定住等及び地域間交流の促進に関する法律とい

うものがあつて、この中で同じようく所有権の移

転等に関するといふものがある程度認められて

いるということでした。

実際に、この二つの法律に基づいてどのぐらい

の所有権移転がなされているのかなといふこと

でお伺いしたら、二件合わせて八件だと。この二つ

の法律を合わせて八件分、全国でですよ。

○林(宙)委員 例を挙げるのを忘れたので、ありがとうございます。買いかえ特例、もちろん、これを利用していた

だけば全く問題なく進むと思うんですけど、せど

もそもそも、先ほどの被災地の場合の例だと、その

買いかえ 자체が難しいのでというところが結構大き

なネットになつてゐたわけです。今回も、同じ

タイミングでいい土地が、いい農地が見つか

れ、それがなくなつてしまふのをどうなのかなと

いうことで、例えは、ちよつと長い名前なんです

が、これは平成五年に制定されていると思うんで

いつらほぼ同じなんでしょうけれども、所有権

等の移転を促進するための法律といふ

と、これは平成十九年、農山漁村の活性化のため

の定住等及び地域間交流の促進に関する法律とい

ます。

○林(宙)委員 今、私の質問の中で買いかえ特例の例を挙げるのを忘れたので、ありがとうございます。買いかえ特例、もちろん、これを利用していた

だけば全く問題なく進むと思うんですけど、せどもそもそも、先ほどの被災地の場合の例だと、その

買いかえ 자체が難しいのでというところが結構大き

なネットになつてゐたわけです。今回も、同じ

タイミングでいい土地が、いい農地が見つか

れ、それがなくなつてしまふのをどうなのかなと

いうことで、例えは、ちよつと長い名前なんです

が、これは平成五年に制定されていると思うんで

いつらほぼ同じなんでしょうけれども、所有権

等の移転を促進するための法律といふ

と、これは平成十九年、農山漁村の活性化のため

の定住等及び地域間交流の促進に関する法律とい

ます。

○林(宙)委員 例を挙げるのを忘れたので、ありがとうございます。買いかえ特例、もちろん、これを利用していた

だけば全く問題なく進むと思うんですけど、せどもそもそも、先ほどの被災地の場合の例だと、その

買いかえ 자체が難しいのでというところが結構大き

なネットになつてゐたわけです。今回も、同じ

タイミングでいい土地が、いい農地が見つか

れ、それがなくなつてしまふのをどうなのかなと

いうことで、例えは、ちよつと長い名前なんです

が、これは平成五年に制定されていると思うんで

いつらほぼ同じなんでしょうけれども、所有権

等の移転を促進するための法律といふ

と、これは平成十九年、農山漁村の活性化のため

の定住等及び地域間交流の促進に関する法律とい

ます。

○林(宙)委員 例を挙げるのを忘れたので、ありがとうございます。買いかえ特例、もちろん、これを利用していた

だけば全く問題なく進むと思うんですけど、せどもそもそも、先ほどの被災地の場合の例だと、その

買いかえ 자체が難しいのでというところが結構大き

なネットになつてゐたわけです。今回も、同じ

タイミングでいい土地が、いい農地が見つか

れ、それがなくなつてしまふのをどうなのかなと

いうことで、例えは、ちよつと長い名前なんです

が、これは平成五年に制定されていると思うんで

いつらほぼ同じなんでしょうけれども、所有権

等の移転を促進するための法律といふ

ます。

○林(宙)委員 例を挙げるのを忘れたので、ありがとうございます。買いかえ特例、もちろん、これを利用していた

だけば全く問題なく進むと思うんですけど、せどもそもそも、先ほどの被災地の場合の例だと、その

買いかえ 자체が難しいのでというところが結構大き

なネットになつてゐたわけです。今回も、同じ

タイミングでいい土地が、いい農地が見つか

れ、それがなくなつてしまふのをどうなのかなと

いうことで、例えは、ちよつと長い名前なんです

が、これは平成五年に制定されていると思うんで

いつらほぼ同じなんでしょうけれども、所有権

等の移転を促進するための法律といふ

と、これは平成十九年、農山漁村の活性化のため

の定住等及び地域間交流の促進に関する法律とい

ます。

○林(宙)委員 例を挙げるのを忘れたので、ありがとうございます。買いかえ特例、もちろん、これを利用していた

だけば全く問題なく進むと思うんですけど、せどもそもそも、先ほどの被災地の場合の例だと、その

買いかえ 자체が難しいのでというところが結構大き

なネットになつてゐたわけです。今回も、同じ

タイミングでいい土地が、いい農地が見つか

れ、それがなくなつてしまふのをどうなのかなと

いうことで、例えは、ちよつと長い名前なんです

が、これは平成五年に制定されていると思うんで

いつらほぼ同じなんでしょうけれども、所有権

等の移転を促進するための法律といふ

ます。

○林(宙)委員 例を挙げるのを忘れたので、ありがとうございます。買いかえ特例、もちろん、これを利用していた

だけば全く問題なく進むと思うんですけど、せどもそもそも、先ほどの被災地の場合の例だと、その

買いかえ 자체が難しいのでというところが結構大き

なネットになつてゐたわけです。今回も、同じ

タイミングでいい土地が、いい農地が見つか

れ、それがなくなつてしまふのをどうなのかなと

いうことで、例えは、ちよつと長い名前なんです

が、これは平成五年に制定されていると思うんで

いつらほぼ同じなんでしょうけれども、所有権

等の移転を促進するための法律といふ

と、これは平成十九年、農山漁村の活性化のため

の定住等及び地域間交流の促進に関する法律とい

ます。

○林(宙)委員 例を挙げるのを忘れたので、ありがとうございます。買いかえ特例、もちろん、これを利用していた

だけば全く問題なく進むと思うんですけど、せどもそもそも、先ほどの被災地の場合の例だと、その

買いかえ 자체が難しいのでというところが結構大き

なネットになつてゐたわけです。今回も、同じ

タイミングでいい土地が、いい農地が見つか

れ、それがなくなつてしまふのをどうなのかなと

いうことで、例えは、ちよつと長い名前なんです

が、これは平成五年に制定されていると思うんで

いつらほぼ同じなんでしょうけれども、所有権

等の移転を促進するための法律といふ

ます。

○林(宙)委員 例を挙げるのを忘れたので、ありがとうございます。買いかえ特例、もちろん、これを利用していた

だけば全く問題なく進むと思うんですけど、せどもそもそも、先ほどの被災地の場合の例だと、その

買いかえ 자체が難しいのでというところが結構大き

なネットになつてゐたわけです。今回も、同じ

タイミングでいい土地が、いい農地が見つか

れ、それがなくなつてしまふのをどうなのかなと

いうことで、例えは、ちよつと長い名前なんです

が、これは平成五年に制定されていると思うんで

いつらほぼ同じなんでしょうけれども、所有権

等の移転を促進するための法律といふ

と、これは平成十九年、農山漁村の活性化のため

の定住等及び地域間交流の促進に関する法律とい

ます。

○林(宙)委員 例を挙げるのを忘れたので、ありがとうございます。買いかえ特例、もちろん、これを利用していた

だけば全く問題なく進むと思うんですけど、せどもそもそも、先ほどの被災地の場合の例だと、その

買いかえ 자체が難しいのでというところが結構大き

なネットになつてゐたわけです。今回も、同じ

タイミングでいい土地が、いい農地が見つか

れ、それがなくなつてしまふのをどうなのかなと

いうことで、例えは、ちよつと長い名前なんです

が、これは平成五年に制定されていると思うんで

いつらほぼ同じなんでしょうけれども、所有権

等の移転を促進するための法律といふ

ます。

○林(宙)委員 例を挙げるのを忘れたので、ありがとうございます。買いかえ特例、もちろん、これを利用していた

だけば全く問題なく進むと思うんですけど、せどもそもそも、先ほどの被災地の場合の例だと、その

買いかえ 자체が難しいのでというところが結構大き

なネットになつてゐたわけです。今回も、同じ

タイミングでいい土地が、いい農地が見つか

れ、それがなくなつてしまふのをどうなのかなと

いうことで、例えは、ちよつと長い名前なんです

が、これは平成五年に制定されていると思うんで

いつらほぼ同じなんでしょうけれども、所有権

等の移転を促進するための法律といふ

と、これは平成十九年、農山漁村の活性化のため

の定住等及び地域間交流の促進に関する法律とい

ます。

○林(宙)委員 例を挙げるのを忘れたので、ありがとうございます。買いかえ特例、もちろん、これを利用していた

だけば全く問題なく進むと思うんですけど、せどもそもそも、先ほどの被災地の場合の例だと、その

買いかえ 자체が難しいのでというところが結構大き

なネットになつてゐたわけです。今回も、同じ

タイミングでいい土地が、いい農地が見つか

れ、それがなくなつてしまふのをどうなのかなと

いうことで、例えは、ちよつと長い名前なんです

が、これは平成五年に制定されていると思う

山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律、これは略称が農山漁村活性化法であります。特定農山村法については、実績としては農林産物の加工施設などがございましたして、精査したところ、この法律で十件でございました。それから、農産漁村活性化法については適用事例がありません。ゼロ件でございます。

このように、利用頻度が低いことになつておりますけれども、その背景といたしましては、農山漁村活性化法は、定住、交流といったことを目的といたしますので、交流施設といったものが主でござります。

それから、特定農山村法は、中山間地域における農業の共同利用施設、実績でいましても加工施設といったものが主でございます。これらの整備が想定されておりまして、実際に多數、事業主体は実施されていますけれども、多くの所有権などを一括してまとめて移転するような必要性のある事業が実態として少なかつたということが背景だらうと思います。

また、交流施設ですとか共同利用施設といったものにつきましては、いずれも、農業者がみずから利用する、あるいは市町村で設置をし、整備をすると、いろいろな施設でございますので、建設用地を既に確保済みである場合が多かつたことなどが背景になつてているものと承知しております。

○林(宙)委員 このシステム自体もかなり活躍するんだろうなと思いますので、ぜひ有効に活用していくけるような内容になればいいなというふうに思つております。

ちょっとと話はかわりますけれども、本法案をもとに再生可能エネルギー施設というのをつくりていきますよという場合に、例えばその業者側にどういったメリットがあるのかなというところもちょっととお伺いしたいんです。例えば、今の段階で、その事業をやつしていく場合には、固定資産税の優遇措置が少しあるとか、何か税制上のメリットみたいなものが今のところ考えられている

かどうかを教えてください。現時点では大丈夫ですか。

○山下政府参考人 お答え申し上げます。

再生可能エネルギー発電設備に関する税制の特例措置につきましては、平成二十四年度から、経

済産業省、環境省と共同で、発電設備に係る固定資産税について、課税標準を最初の三年間三分の二に圧縮する特例措置を講じておるところでござります。

本措置につきましては、今年度で終了となることから、平成二十六年度税制改正要望におきまして、経済産業省、環境省と共同で、総務省に対し、延長要望を行つておるところであり、引き続

き適切に対応してまいりたいと考えております。

○林(宙)委員 ありがとうございます。

次の質問については、これはさきの質問者の方々が何度もお伺いになつておることなので、あえてお答えは必要ありません。

これは、いわゆる外から事業者が入つてきた場合に、地域への利益還元をどのように担保していくかという質問なわけなんですが、それに

関しては十分お答えをいたいと思いますし、また場合によってはその設備計画の認定を取り消す

ということで、原状回復等々を求めていくというふうなお話でしたので、そういう方向で、ある意味ペナルティーが設定されているんだろうなど

いうふうに思います。

そう考えると、これは次の、通告した八番の方に移りますが、一番ベストな形は何なのかといふうに考えていくと、やはり、その地域に住まわれている住民の方々、住民グループがうまく、例えれば自分たちで投資をするとか、あるいはそこ

深く拝聴させていただきましたが、よくオーナーシップソサエティーという言葉を使いますけれども、自分たちが自分で持つておられるという意識をそ

の地域の方がそれを持っておられるということ

がやはりいろいろな意味で大事であるな、こういふうに思つております。

今回の法案でも、そもそも、地域の農林漁業者の方が直接やられたり、その組織する団体や地域の事業者といつた地域の主体がやるといふことが非常に望ましい、それが地域における所得の向上等に結びついていくという観点から非常に望ましい、こういうふうに考えております。

したがつて、来年度、二十六年度の予算の概算

の例であります。ちなみに、先ほど申し上げた

ユーンデ村の場合は、これは住民の皆さん自身に

も投資負担というのがありました。住民の皆さん

自身も、それをやることで地球にも貢献できる

し、何より村に利益が発生するだろうということ

で、しっかりと意識を共有して、みんなで投資、

資本化しないにしても投資をして、その分成功した売電収入等々のメリットを受けている。外に電気を売るぐらいですから、村の中は全てその発電

で、賄つかりと意識を共有して、みんなで投資、

資源税について、課税標準を最初の三年間三分の二に圧縮する特例措置を講じておるところでござります。

このように、利用頻度が低いことになつております。

それから、特定農山村法は、中山間地域における農業の共同利用施設、実績でいましても加工

施設といつたものが主でござります。

それから、特定農山村法は、中山間地域における農業の共同利用施設、実績でいまでも加工

施設といつたものが主でござります。

ば、これは実は廃案となつた法案と何ら変わりはないで、訓示規定であれば前の法案でもそれなりに読めたと私は思つてますが、そこを書き込んだということが実効的な意味を持つて担保されなければならぬいろいろなうなと思つております。この部分は、廃案になつた議論のときも自民党さんのかなりこだわりのあつた部分でありまして、まさにどうやつて担保されるか、ここが課題だと思っております。

先ほど、具体的にどのような地域還元効果があるかということはるる議論になりましたので、これは結構なんですが、その担保というところをもうちょっとと議論させていただきたいと思います。大臣、先ほど、設備整備計画の取り消し、これも含めて担保をしつかりやるということだと思つましたが、実は、午前中もちょっと議論があつたと思うんですが、設備整備計画が適合すべきものは市町村がつくる基本計画でして、この基本計画に適合すべきこととなつてゐる。だから、結局、取り消す場合には、基本計画にしつかりと地域還元のところが相当程度具体的に書かれていないと、ここが抽象的であれば、設備整備計画の認定を取り消すということまでは至らないだろうと思つております。

だから、もともとの市町村の基本計画を、そういうことが判断できる基準となるように、かなり具体的に書かなければならぬと思うておるんですが、その運用方針も含めて、しつかりそこは書いて担保するよということなのでしょうか。そこをちょっとお答えいただければと思います。

○林務大臣 畑先生おつしやるとおり、やはり基本理念につけ加えました残りの条文は全部一緒にござります、これではいけませんので、この確実な実施を担保するということが大変重要である、こういうふうに考えております。

今お触れもいたきましたが、市町村、関係農林漁業者、団体等の協議を経て、市町村が基本計画を定めることとなつておりますが、具体的に

は、発電事業者が売電収益の一部を支出して太陽光発電設備の周辺の農地の簡易な整備等を行い、農業の生産性を向上させる取り組みなどなど、こ

ういうものを想定しております。

これを実施するときに、市町村は当該基本計画に基づきまして、農林漁業の健全な発展に資する取り組みが記載された設備整備計画を認定するわ

けですが、この設備整備者の取り組み内容を確認するということをいたすとともに、二十二条で、指導助言を行うということを規定しておるわけでございます。

先ほどどなたかの質問で申し上げましたようにある程度、地域の自主性、地域の特殊性に鑑みで、例えば、定款必須記載事項みたいなものを事細かく国の方で定めるということをいたすと、かえつて縛ることになるというところもございま

すが、ここは、市町村がこういうことをやるときには、先ほど来議論があるように、県等の指導や、我々も基本方針ということをしつかりとやつていくということがございますので、運用の面で具体的な運営がしつかりとあらわれて、その結果、この二十二条等々、指導助言、そして、このとおりのことを行つていないと認める場合には認定を取り消す、この仕組みがきちっと生きてくるような運用をしていきたないと考えておるところでございま

す。

○畠委員 まさに、地方に任せるとして、市町村がきつちりしたそういう基本方針、基本計画をつくらなければならないかねのだろうなと思つております。

実は役所というのは、往々にして、法律をつくらなければならぬのかといふことによって、売電収益が出るということによって、再生可能エネルギーの取り組みなども、ささらに、先ほど具体的例の中で、これを見に来る人のための直売所を設ける。こういうようなものも具体的な例として取り上げさせていただきましたけれども、こうがもちろんでござりますけれども、ささらに、先ほど具体的例の中で、これを見に来る人のための直売所を設ける。こういうようなものも具体的な例として取り上げさせていただきましたけれども、こういういろいろな新たな取り組みを通じまして農業と農村の所得の倍増という目標に資するもの、こういうふうに考えておるわけござります。

先ほども法案の中身に加えて予算措置の御説明をさせていただいたところでござりますが、こういうことによつて再エネ発電の導入を促進していくつて、農業、農村所得倍増に資することにしていきたい、こういうふうに考えておるところでござ

うということをしつかり何らかの方法で担保して、御指導いただければと思つております。

それでは、次の質問に行かせていただきます。

これは農村所得倍増計画との関係でありますて、まさに、これは地域で地域資源を生かして、再生可能エネルギーで発電をしていくということをあります。農村所得倍増計画では、農業に従事している狭義の人だけではなくて、農家レストラン、民宿、あるいは六次産業化も含めて、そこは勘案しながら、倍増をやつしていくということであ

りました。

結局、幅広い形で考えておられるんですが、今回の再生可能エネルギーも、地域還元の効果があつて、そこの部分の収益等は農村所得倍増による効果が勘案されているのか、そこをお伺いしたいと思います。

○林務大臣 我が国の農山漁村には、農業上の再生利用が見込まれない荒廃農地、それから土地改良区の農業用水施設、林地残材、家畜排せつ物等のバイオマスといったような、こういう再生可

能エネルギー発電に利用可能な資源が豊富に存在しておる、これがボテンシャルである、こういうふうに申し上げてきているわけございまして、まさに、今もしなければ、これは全く価値を生み出していくといふことはござりますから、こうしたものを活用して再エネ発電を導入していく

ということによって、売電収益が出るということ

がもちろんでござりますけれども、ささらに、先ほ

ど具体例の中で、これを見に来る人のための直売

所を設ける。こういうようなものも具体的な例とし

て取り上げさせていただきましたけれども、こう

いういろいろな新たな取り組みを通じまして農業と農村の所得の倍増という目標に資するもの、こう

いうふうに考えておるわけござります。

先ほども法案の中身に加えて予算措置の御説明

をさせていただいたところでござりますが、こう

いうことによつて再エネ発電の導入を促進していきたい、こういうふうに考えておるところでござ

ります。

○畠委員 私の理解だと、まさにおつしやるとおりだと思います。

あと、売電収入なり再生可能エネルギーの取り組みが直接倍増に入るかというと、一次産品そのものじゃないので恐らく入らないけれども、再生

可能エネルギーを使つて人があつたり、いろいろな波及効果を含めて、その部分は農村所

得倍増に入つてくるんだろうなという理解だと思います。

まさに、これ自体は直接あれどやなくても、ボテンシャルとして生かしていくとお

えだつたと思うので、私もそのとおりだと思います。しっかりと地域のボテンシャルを生かしていく

みで、いろいろな波及効果を含めて、その部分は農村所

得倍増に入つてくるんだうなという理解だと思います。

しっかりとそこも含めて、個別の具体的な話を

ちょっととさせていただきます。

風力発電については、いろいろな資料、レクで

もお聞きしましたが、原則不許可である第一種農

地について、荒廃農地以外の農地も整備計画に含

めることができます。これは限定的な場合とい

うことです。風力発電は、転用面積が点的で、發

電設備の下で當農可能であるということ、あるい

は立地場所が制約されるということのようであ

ります。

ここで、太陽光発電についてお聞きしたいと思

うんですが、太陽光発電についても同じような状況の場合があるのだろうと思います。

これは、厳密に言えば、農地そのものじゃない

んですけども、具体的には、第一種農地の荒廃農地以外に整備する場合もあるだろう。例えば、

あぜとか青地なんかと言われる畦畔、これは田畠の端にあつて、通行に使う部分ですけれども、あ

い、やれるところがあるのだろうと思います。

この場合、農地そのものじゃないので、恐らく

は可能だということではないかと私は思つておる

た今後ともよろしくお願ひしたいと思います。結局、今言つたのような形で、これまで国土政策的にも産業政策的にも産業の立地というのが必ずしもエネルギーの立地場所ということで規定されてこなかつたのだらうと思つております。かつては原料が輸入しやすい臨海部に産業が立地した。最近はITとかソフト産業化で人口集積地に立地してきた。産業の性質によつて立地される場所は大きいに違ひます。これから、恐らく環境、再生エネルギーの時代であれば、そういう関係の産業、あるいは端的には工場でもいいんですけれども、これは再生可能エネルギーだけではなくて、地熱も再生可能エネルギーですが、火力も含めて、近くにあることが私は国土政策上からも有効なのだろうと思います。

電力が制約される今の時代で、それを有効に活用していくという中で、やはり分散型で近くに立地することが非常に有効である、地域振興もあると先ほど申し上げましたけれども、こういうことを含めまして、ぜひとも、国土政策、産業政策、大きなマクロの政策的にという意味ですが、こういう誘導施策、エネルギーの供給地に対しても立地するような誘導施策というものをもつと抜本的に講じるべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○磯崎大臣政務官　今、畠委員お話しされましたように、地域にはやはりいろいろな資源が眠つているんだろうというふうに思つております。そういう意味で、地域に眠る資源、地域ごとの強みといふものを生かして地域に産業を立地させていくということが非常に重要だらうというふうに思つております。

そのため、経済産業省におきましては、平成十九年に企業立地促進法という法律をつくりまして、このもとで都道府県あるいは市町村が策定をした基本計画に基づいて企業の立地を行つていくような場合には支援を行つていく、そういう仕組みを持つております。

具体的に何点か申し上げますと、一つは、新たに立地する企業が設備投資をする場合、このとき、初年度につきましては、例えば機械であれば一五%，建物等であれば八%のいわゆる減価償却率を特別に上乗せするという課税上の措置をとっているということをございます。さらに、平成二十年の改正におきましては、これを拡大いたしまして、農林漁業関係の業種、例えば食料品の製造業であるとか、木材、木製品の製造業、こういったところにも拡大をしているということでございました。

もう一つは、日本政策金融公庫による低利融資ということもありまして、通常の利率よりも安い利率で融資をしていく、こういった優遇策をとりまして、地域においてその強みを生かして都道府県や市町村が共同して企業立地を行うということについての優遇策をとっているということをございます。既に百九十七の計画が国によって同意をされているということをございますので、さらに推進をしてまいりたいというふうに思つております。

以上でございます。

○畠委員 恐らく、今のお答えは、都道府県がそういう立地の計画をつくる場合に、都道府県の特性に応じて支援しましようということだと思ふうんですが、エネルギー供給地の近くにあることをもつて、そこを優遇するような、もうちょっと踏み込んだ制度が今後必要じゃないかなと私は思います。そこは、今後御検討を賜つて、よろしくお願いしたいと思いますが、議論をさせていただきたいと思います。

最後の質問でありますけれども、ここから踏まえて、今度は脱原発との絡みで質問させていただきます。

従来型の石炭火力を、これはよく言われるようになります。例えは、コンバインドサイクル発電

というのは、ガスターービン発電と蒸気タービンを組み合わせて二つ回すということで、蒸気も利用しながら回す。御存じのとおり、一粒で二度おいしいというものです。これは、発電効率が五割上がるわけですが、では、CO₂が出るんじゃないかと言われますが、CO₂排出量も同一発電所で三分の一に減少するということで、そのところはクリアできるのだろうなと思います。

あとは、よく言われる反論が、しかし、電力をそのものを完全に代替 賄うことは難しいのではないかと言われますが、そこはそうなのだろうと思いますけれども、先ほど言ったように、地産地消、要は、分散型電源で、例えば四割のロスをなくしてやつていけば、私は、そういう組み合わせで、原発ゼロでもできるのじやないかなと思っております。そういう試算もあるところなんですね。

原発ゼロにする場合に代替は再生可能エネルギーだとよく言われますが、きょうは再生可能エネルギーの議論なので、ちょっと矛盾するようですが、これは当然すぐには無理なんですね。だから、そこでネックが生じる。現実的な方法も考えながら、福島原発事故もあったのですから、原発ゼロというのは誰でも反対しないことで、そこはできるかできないかというところで反論を受けていますが、できるということであれば、しっかりと koji 切るべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○磯崎大臣政務官 お答え申し上げます。

原発につきましては、今まさに経産省におきまして、エネルギー基本政策というものを、ことしをめどに作成しているということでございますので、その議論にまたなければいけないというふうに思っておりますので、この場で脱原発云々ということについてはなかなか申し上げられないというふうに思つております。

ただ、政府として今持っている考え方としましては、省エネルギーと再生エネルギー、とにかくこれの導入を最大限進めていくという考え方を持っています。それとともに、今まさに議員お話ありましたように、高効率な石炭火力、LNG

の火力、これも活用を進めていくということにつきましても、当然 方向性として持っているといふことでござります。

先ほど 委員の方から詳しいお話をありましたけれども、石炭火力につきましては、先進超超臨界圧火力発電、A—UASCというふうに言われておりますが、こういったものであるとか、石炭ガス化燃料電池複合発電、こういった技術開発を今進めているということでござりますし、LNG火力につきましては、グリーン投資減税というのが今導入をされておりますけれども、これに基づいて、高効率コンバインドサイクル発電ガスタービンの導入支援とか、あるいは、非常に温度度が高くなると効率がよくなるということがありますので、千七百度級のガスタービン技術の実証ということを今取り組んでいるということをございます。

また、環境アセスメントにつきましても、例えば火力発電所の増設であるとかリプレースにつきましては、やはりなかなか時間がかかるという課題がありますけれども、これについても、できるだけ、審査期間を短縮したり、手続を簡素化していくといったようなことも今真剣に取り組んでいふところとということをございます。

ただ、いずれにしましても、エネルギー政策につきましては、やはりエネルギーは、国民生活あるいはその経済活動に非常に大きな影響があるのでござりますので、これらに支障がないように、エネルギー需給の安定に万全を期すことが大前提というふうに思つております。そういう考え方のもとにこれから進めてまいりたいというふうに思つております。

○ 番委員 この施策、まさにゼロ、はつきり答えられないと思いますが、やはり政策の方向性ですから、こういう方向なんだということを決めてしまないと、なかなかエクスキューズが多くなつてくると思うので、しっかりととした検討をよろしくお願いしたいと思います。

これまで終わります。ありがとうございました。

第一類第八号

農林水產委員會議錄第三号

平成二十五年十一月六日

平成二十五年十一月十八日印刷

平成二十五年十一月十九日發行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

C